

## 総務文教委員会記録

### ○開催日時

平成27年10月1日 午前10時～午後3時11分

---

### ○開催場所

第2委員会室

---

### ○出席委員（7人）

委員長 持原秀行  
副委員長 帯田裕達  
委員 佃昌樹  
委員 井上勝博

委員 今塩屋裕一  
委員 福元光一  
委員 徳永武次

---

### ○説明のための出席者

代表監査委員 篠原和男

---

総務部長 今吉俊郎  
総務課長 田代健一  
秘書室長 鬼塚雅之  
文書法制室長 堀ノ内孝  
財政課長 今井功司

---

消防局長 新盛和久  
次長兼警防課長 福山忠雄  
消防総務課長 鶴屋豊文

---

教育部長 中川清  
教育総務課長 鮫島芳文  
専門職 上口憲一  
学校教育課長 原之園健児  
主幹兼給食センター所長 山口隆雄  
主幹兼学事グループ長 松田啓美  
社会教育課長 徳留真理子  
文化課長 岩元ひとみ  
少年自然の家所長 峯満彦  
中央図書館長 本野啓三

---

### ○事務局職員

議事調査課長 道場益男

主幹兼議事グループ長 瀬戸口健一

---

○審査事件等

| 審 査 事 件 等                                | 所 管 課                      |
|------------------------------------------|----------------------------|
| 議案第184号 決算の認定について（平成26年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算） | 消 防 局                      |
|                                          | 社 会 教 育 課<br>（ 中 央 公 民 館 ） |
|                                          | 中 央 図 書 館                  |
|                                          | 少 年 自 然 の 家                |
|                                          | 教 育 総 務 課<br>学 校 教 育 課     |
|                                          | 文 化 課                      |
|                                          | 総 務 課                      |
|                                          | 秘 書 室                      |
|                                          | 文 書 法 制 室                  |
|                                          | 財 政 課                      |

△開 会

○委員長（持原秀行）ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

本委員会は、本日から２日間にわたり審査を行います。お手元に配付の審査日程により審査を進めることとし、本日の審査は文書法制室まで進めたいと思います。

ついては、そのように審査を進めることで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。よって、そのように審査を進めてまいります。

ここで、本日から審査に当たって、留意事項を申し上げます。

まず、審査は決算認定議案のみを行い、所管事務調査は行いませんので、質疑をされる場合は決算と関連したものとなるよう御留意ください。

また、各課の審査の冒頭に、部長等から決算の概要として主要施策の成果の概要説明を受けた後、課長等から決算内容の説明を受けることとしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可をいたします。

---

△議案第１８４号 決算の認定について  
（平成２６年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（持原秀行）それでは、議案第１８４号決算の認定について（平成２６年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）を議題といたします。

---

△消防総務課の審査

○委員長（持原秀行）まず、消防総務課の審査に入ります。

初めに、決算の概要について、局長の説明を求めます。

○消防局長（新盛和久）皆さん、おはようございます。私からは、消防局全体の主要施策の成果について、概要等を御説明申し上げますので、決算附属書の１４０ページをお開きください。

初めに、予算の執行状況でございますが、平成２６年度の消防局所管の予算現額は３０億

１５２万５，４００円で、決算額は２９億７，３０４万７，３５６円で、執行率は９９．０５％でございました。

主要施策のうち、１の常備消防体制の強化につきましては、消防及び救急・救助体制の充実強化を図るため、消防庁舎の建設や高機能消防指令センターと消防救急無線デジタル化の整備を一体的に取り組むなど、庁舎の設備等を最大限活用し、さらに職員の資質の向上を図るため、重要施策として、ポツ印で１５項目を実施いたしました。１５項目につきましては、ごらんいただきたいと存じます。

次に、中ほど右側の小さい表になりますが、火災・救急・救助発生件数でございます。火災は４７件で前年より１件の増加、救急は３，９９３件で１１９件の増加、救助件数は６４件で１７件の増加となっております。

次の表の消防職員の派遣研修人数でございますが、消防大学校の警防科に派遣をし、また消防学校には初任科など、各専門教育に１９名を派遣しております。その他研修では、救急救命士の養成を１名、指導救命士、予防実務研修等に２３名派遣し、職員の資質向上を図ったところでございます。

２の非常備消防体制の強化でございますが、消防団員１，２９５人分の報酬、費用弁償等、事務管理経費を初め、消防団の各施設及び消防水利施設の整備充実のほか、団員の資質向上や現場活動での安全対策を図り、地域住民と一体となった防災環境づくりの各種事業を行ったところでございます。

主な事業は、ポツ印で９項目記載しておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

また、右側の真ん中ほどの表でございますが、消防団員の派遣研修につきましては、消防大学校に１名、県消防学校に１６名派遣し、また本市独自の研修といたしまして、その他の研修として消防団員研修等を実施しております。

この後、消防総務課長から、資料に基づき説明をさせます。

私からは以上でございます。

○委員長（持原秀行）次に、決算内容について、課長の説明を求めます。

○消防総務課長（鶴屋豊文）それでは、改めましておはようございます。

ただいまから平成26年度決算書の内容について御説明申し上げます。

まず、歳出から申し上げますので、決算書の169ページをお開きください。

9款1項1日常備消防費では、支出済額は12億810万2,877円でございます。

右側備考欄になりますが、常備消防一般管理費の事項では、職員148人分にかかわる給与費等のほか、消防局全般にかかわる事務管理及び庁舎等の維持管理に要する経費でございます。

光熱水費では、平成25年度と比較し料金増加となっておりますが、これは消防局中央消防署の分で、7月18日から新たな庁舎で運用を開始したことで、電気使用料が増加しております。

なお、消防庁舎の清掃等につきましては、トイレ清掃及び床ワックスなど、みずから職員でできることを実施し、今後も経費の節減に努めてまいります。

続いて、常備消防車両管理費の事項では、常備消防車両52台の主に燃料費、車検整備29台及び法定点検50件などの修繕料でございます。

なお、不用額について申し上げます。3節職員手当等の194万4,618円で、主に災害出場等に伴う時間外手当等の執行残でございます。

続きまして、171ページをお開きください。

2目非常備消防費では、支出済額は2億778万453円でございます。右側備考欄になりますが、非常備消防一般管理費の事項では、主に消防団員1,295人分の団員報酬、費用弁償等のほか、鹿児島県市町村総合事務組合消防補償等事務負担金などが主なものでございます。

続きまして、非常備消防車両管理費の事項では、主に消防団関係の車両96台にかかわる燃料費及び車検44台、法定点検48件などの修繕料並びに自動車損害保険料などでございます。

続いて、中段の3目になります。常備消防施設費では、支出済額は14億6,199万278円でございます。右側備考欄になりますが、常備消防施設費の事項では、主に消防通信指令センター総合整備事業に伴う工事請負費で、消防庁舎等建設工事を含む継続費繰越分、繰越明許費を含め、13億8,219万6,080円でございます。

なお、消防庁舎来賓駐車場の整備につきましては、外構工事を含めた消防庁舎等建設工事完了がくれたことで、年内に工事が完了できないこと

で、工事請負費1,000万円を翌年度に繰り越しております。平成27年5月29日に工事が完了しております。

常備消防車両等購入費の事項では、国庫補助金であります緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用し、南部分署水槽付消防ポンプ車の更新整備を行ったところです。そのほかに、消防総務課連絡車、予防課指導車についても、更新整備したものです。

次に、不用額について申し上げます。15節工事請負費1,460万4,320円は、平成25年度から平成26年度に繰越明許を行った消防庁舎等建設事業の外構工事に伴う予算執行委託による執行残でございます。

続いて、4目非常備消防施設費では、支出済額は9,517万3,748円で、右側備考欄になりますが、非常備消防施設費の事項では、主に消防団車庫詰所の新築整備及び改修工事の委託料、工事請負費でございます。

なお、車庫詰所新築工事ほか16件5,842万4,645円のうち、平成25年度繰越明許により、上甕中央分団江石支部車庫詰所新築工事費1,682万7,600円が含まれております。これは、平成26年5月完成、6月運用開始をしております。

また、下甕北分団瀬々野浦部車庫詰所については、平成27年3月に完成し、運用を開始しています。

それでは、173ページをお開きください。

非常備車両等購入費の事項では、消防団車両の小型動力ポンプ普通積載車4台、小型動力ポンプミニ積載車3台、小型動力ポンプ1台を更新整備したところでございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、決算書の27ページをお開きください。

14款使用料及び手数料1項使用料8目消防使用料では、消防局所管分は、備考欄になりますが、行政財産使用料、調定額及び収入済額は9万7,500円です。内容としましては、各消防施設敷地内にあります九電柱及びN T T柱並びに自動販売機等による使用料でございます。

続きまして、31ページをお開きください。

2項手数料8目消防手数料でございますが、右側備考欄になります。屋外タンク貯蔵所などの危険物施設関係の設置及び変更許可申請等に伴う手

数料及び救急搬送等の事実証明に関する手数料で、調定額及び収入済額 3 3 7 万 7, 8 1 0 円でございます。

なお、平成 2 5 年度と比較して、危険物手数料に関するものが 4 2 件の減により、1 0 1 万 3, 9 5 0 円の減額となっております。

続きまして、3 5 ページをお開きください。

1 5 款国庫支出金 2 項国庫補助金 7 目消防費補助金は、調定額及び収入済額は 9 8 8 万 5, 0 0 0 円でございます。これは、右側備考欄にあります緊急消防援助隊設備整備費補助金で、内訳は中央消防署南部分署水槽付消防ポンプ自動車購入による総務省消防庁の補助金でございます。補助率は、補助基準額の 2 分の 1 でございます。

続きまして、4 7 ページをお開きください。

1 6 款県支出金 2 項県補助金 7 目消防費補助金は、右側備考欄にあります火災予防推進事業補助金及び石油貯蔵施設立地対策等交付金で、調定額及び収入済額は合計 9 9 9 万 9, 3 5 1 円でございます。内訳は、火災予防推進事業補助金を活用し、火災の発生防止を目的に、懸垂幕での広報や市内の各店舗等で風船や防火のチラシを配布し、注意喚起を促すなどの広報用活動費として、2 0 万円を上限として、1 9 万 9, 3 5 1 円を補助されたものでございます。

また、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業は、小型動力ポンプ普通積載車 4 台、小型動力ポンプミニ積載車 3 台、小型動力ポンプ 1 台の更新整備に伴う交付金で、いちき串木野市にあります串木野国家石油備蓄基地の石油貯蔵量 1 7 5 万キロリットルに応じて隣接市として交付されるもので、定額の 9 8 0 万円の交付金でございます。

続きまして、5 1 ページをお開きください。

3 項県委託金 8 目消防費委託金は、権限移譲事務委託金で、花火打ち上げに伴う煙火消費許可申請の火薬類取締法に関する事務に対する委託金でございます。平成 2 4 年度中の煙火消費許可申請 1 4 件にかかわる事務委託金で、調定額及び収入済額は 1 5 万円でございます。

5 5 ページをお開きください。

1 7 款財産収入 2 項財産売却収入 2 目物品売却収入で、消防局所管分は車両廃車に伴う常備消防団車両合計 9 台の売却収入で、6 3 万 3, 0 0 0 円でございます。

続いて、6 1 ページから 2 1 款諸収入 5 項 4 目

雑入で、消防局所管分は 7 1 ページになります。

右側下段部分にあります自動車損害賠償責任保険解約返戻金からリサイクル料金返納金までの 8 項目で、収入済額は 2 5 3 万 4, 3 2 3 円です。主なものは、甑地区の待機宿舍 7 世帯分の実費徴収金や、各消防本部に設置してあります自動販売機の電気料実費徴収金、予防指導車、はしご車等の修繕料について、自動車損害保険で補填されたものでございます。

次に、財産に関する調書になりますが、3 7 8 ページをお開きください。

1、公有財産、(1) 土地及び建物の行政財産区分の上から 3 行目、消防施設がございしますが、土地について申し上げます。

増の部は、主に祁答院町の消防救急デジタル無線基地局及び上甑町の消防救急デジタル無線基地局整備に伴う増でございます。また、減についてはございません。

続いて、建物の増でございますが、非木造の消防庁舎関係、本体 4, 3 7 6. 8 4 平米ほか 5 棟、消防団車庫詰所 2 箇所に伴う増でございます。

続いて、3 8 3 ページをお開きください。

2 の重要物品現在高調べについて御説明申し上げます。

左側表の区分、上から 4 行目の防災救急用具類 1 増は、消防局所管分で小型動力ポンプ 1 台でございます。

続いて、7 行目、車両類 2 8 増のうち消防局所管分は、新規で車両 1 0 台を購入したものでございます。

また、4 0 台の減のうち消防局所管分は、車両 9 台で全て売却したものでございます。

さらに、下から 2 行目、通信用機器類 1 減のうち消防局所管分で、旧庁舎の通信指令台を 1 台廃棄したものでございます。

重要物品の増減は、以上でございます。

以上で、決算書についての説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）1 7 0 ページの光熱水費が新しい庁舎になって増になったということで、比較するところがどこかあったかなと思って、旧庁舎と新しい庁舎の光熱水費の比較をお願いしたい

ということと、それから歳入のところで、石油貯蔵施設立地対策等交付金というのは、これはいちき串木野にある備蓄基地の何らかの事故があったり火災があったりしたときに消防が行かなきゃいけないと、そういう危険手当みたいな性格のものなんですかね。これは、毎年、この金額でずっと決まっているものなんですか。その２点、お尋ねしたいと思います。

**○消防総務課長（鶴屋豊文）** 平成２５年度の光熱費が８２９万９、０９０円ということで、今年度、平成２６年度は１、０３１万１、３２６円ということで、約２００万ほど増額しております。これは、消防庁舎の新しい庁舎が旧庁舎の面積が約３倍ということで大きくなったんですが、光熱費の電気料につきましては若干その分でふえているんですが、庁舎が３倍になった中でも電気料金については１．６倍ということで、通常なら３倍が予定されるんですが、１．６倍しかふえていないということになります。

**○消防局長（新盛和久）** ２点目の石油交付金についてお尋ねでございますので、お答えをいたします。

９８０万円という定額の交付金をいただいておりますけれども、これをいただいたからといって、串木野の国家石油備蓄基地に対する義務とか、そういう部分が生じるものではないというふうに認識をしております。隣接であるという部分で、交付金が来ているというふうに認識をしております。

以上です。

**○委員（井上勝博）** いつも庁舎に伺ったときには、不用な電気がつけてないみたいで、そういう努力はされていらっしゃるというふうには思いますが、やはりできるだけそういう光熱水費についてはまた一層努力をしていただきたいと思います。

以上です。

**○委員長（持原秀行）** ほかにございませんか。

**○委員（福元光一）** 確認のためにお伺いします。

新庁舎ができたときに、配電盤の調子がおかしくて、電気使用料とつけてあった配電盤がわり合わなくて、トラブルがあったようだったんですけど、その後の経過を教えてください。入札金額の変更があったのか、経過を教えてください。

**○消防総務課長（鶴屋豊文）** 昨年の６月議会で１、５００万円の電気の関係の補正を出したところで、その後、工事はスムーズに進みまして、何も

そういうふぐあいとかはありませんでした。また、この前の台風でも、若干一時停電もありましたけれども、そういう関係についてのトラブルはなかったということです。

以上です。

**○委員（福元光一）** 補正を１、５００万組んで、前、落札された業者に随意契約というか、補正金額だけを変更してされたのか、お教えてください。

**○消防総務課長（鶴屋豊文）** 金額だけの変更でございます。平成２４年度から庁舎に関する継続費を設定して、平成２６年度までの３年間の継続費の中の一つでございます。

以上です。

**○委員（福元光一）** 金額だけの変更で、落札された電気工事は分離発注だったのか。それと、金額だけ変更で、１回目に入札された方に工事をしてもらうということは、やはり１、５００万の金額が違うということは、ほかの電気工事屋さんもまた違う可能性も出てくると思うんですけど、そこは金額だけの変更で、入札方式には影響とか問題がなかったのか、教えてください。

**○消防局長（新盛和久）** 庁舎の電気設備につきましては、分離発注をしております。電気設備、高圧受変電、非常用発電、空調、太陽光等々と分離発注しているところでございます。電気設備、永留電気さんと江畑電気さんのＪＶでございましたけれども、既に入札が終わっておりまして、工事をする途中においてふぐあいが見つかったという部分でございまして、それについて入札金額から１、５００万円という金額を補正で認めていただいたところでございます。それについては、問題等はなかったというふうに認識をしているところでございます。

以上です。

**○委員（福元光一）** ということは、工事をしている途中でふぐあいがあったということは、電気工事さんは設計どおり配電盤を購入されて設置されたと思うんですが。そうすると設計の段階で設計屋が、例えば我々は素人だから上・中・下ということで、中の大きさの配電盤でいいという設計を組まれて、ふぐあいが生じて１、５００万の補正を組んで、またもうちょっと大きい配電盤にされたと思うんですけど、そこは設計屋のミスというか、そういうところは考えられなかったんですかね。

○消防局長（新盛和久） 委員御指摘の設計された方の監督責任についてはどうかというようなお尋ねでございますけれども、それにつきましては、我々はそこまで踏み込んで責任の追及という部分はしてございません。

以上です。

○委員（福元光一） 設計屋の責任ということで踏み込むことはできなかったというか、その範囲ではないということなんですけど、電気工事屋さん是最初仕入れた、ふぐあいが生じたものをまた買ったところに返品ができたのか。1,500万の中に、1回目買った配電盤の料金の補償も含まれていたのか、そこを教えてください。

○消防局長（新盛和久） 細かい中身でございますけれども、建築住宅課のほうに消防局として委託をしてございます。そういった細かい中身までは承知しておりませんので、これにつきましては委託をしました関係課と協議をして、またお答えしたいというふうに思います。

以上です。

○委員（徳永武次） 平成26年度は非常備消防体制の強化ということで、1点だけ教えてください。

消防団員は1,295人ですよね。そうすると、項目の中で、消防団活動服購入888着になっているんですけど、これは400ぐらい違うんですけど、平成25年度で購入されたんですかね。

○次長兼警防課長（福山忠雄） 活動服につきましては、平成26年度で888着、その前に平成25年度で全部買っておりますので、平成26年度で全団員に支給ということになっております。

○委員（徳永武次） わかりました。非常にいい服だと思っております。

以上です。

○委員長（持原秀行） ほかにございませんか。

○委員（帯田裕達） 172ページの消防団員の報酬、これは規定がやっぱりあると思うんですが、団長以下部長さんとか主任さんとかいらっしゃるんですが、普通の団員さんもいらっしゃるんですが、大まか報酬の規定で団長さんが幾らとか、もちろん何年務めたというのもあるでしょうけど、簡単にそういうのが説明ができればお願いします。

○次長兼警防課長（福山忠雄） 消防団員の報酬につきましては、年額報酬となっております、消防団長が年額22万円、ずっと階級がござい

まして、団員が4万5,000円ということになっております。今現在、1,295人ということで決算書に記載してありますが、これは延べ人数分でございます、途中で退団されて、また新しく入られたりということで1,295、今の実員にいたしましては1,279ということでございます。

○委員（帯田裕達） 例えば、団員さんが4万円もらって、5年務めても年額4万円ですか。

○次長兼警防課長（福山忠雄） 年数に関係なく、階級で支給をしております。

○委員（帯田裕達） 先ほど、消防団の団員さんの活動の服ですが、1着どれぐらいするんですか。

○消防総務課長（鶴屋豊文） 1着、約1万8,000円でございます。

○委員（帯田裕達） もう一点だけ教えてください。

同じく、30メートル級のはしご車を整備に出されているんですが、これは県内に整備するところがあるんですか、業者が。

○消防総務課長（鶴屋豊文） オーバーホール等については、県内にはございません。

○次長兼警防課長（福山忠雄） はしご車の整備につきましては、こちらで発注をかけたところが鹿児島森田ポンプなんですけれども、森田ポンプから兵庫県の三田市にあります森田ポンプの工場がございまして、そこに出したりとか、あるいは福岡、あるいは兵庫のほうから技術者が来て修理をすると、補修をするということになっております。

○委員長（持原秀行） ほかにございませんか。

○委員（井上勝博） 細かいことで申しわけないんですけど、先ほど備品を売って収入が60万ぐらいと、そのときに要するに要らなくなった消防車両9台という話で、非常に安いなど。そんなに酷使しているものじゃないし、色は真っ赤のまま出しているのかどうかわかりませんが、その辺はもう少し車両としてはいい車両なんだろうと思うんですが、その辺はどうなのでしょう、高いか安い、どうなんでしょうか。

○消防局長（新盛和久） 消防車両につきましては、年数で例えば消防団の車両は19年とかいう部分を決めてございます。それ以上になった場合に、例えばエンジンの性能とか、そういう部分は全く見ないわけでございますけれども、廃棄、更新するというふうになります。更新につきましては、日本で結構問題になりましたのが、マニアの

方が結構そういう部分を集めたりとか、あるいはそれを購入されて東南アジア等に転売されるというようなこともございました。

したがって、国のほうから処分につきましては厳格な通知文が来ておりまして、これは廃棄処分、つまり地金にするという部分で廃棄をするというふうに国の通知もございまして、それに基づいて処分をしているわけでございます。

ですので、車の性能の評価に対するお金ではなくて、地金に対するお金だというふうに御理解ください。

以上です。

○委員長（持原秀行）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、消防総務課の審査を終わります。御苦労さまでございました。

---

#### △社会教育課の審査

○委員長（持原秀行）次に、社会教育課の審査に入ります。

初めに、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○教育部長（中川 清）それでは、社会教育課の決算概要を附属書の149ページから説明いたします。

決算額は1億8,108万850円です。

主要施策の成果、1、社会教育の充実におきましては、社会教育委員の会、社会教育功労者の表彰と社会教育の推進に努め、2の各種教育活動の充実におきましては、成人教育事業費として、PTA等の社会教育団体に対し補助金を支出をし、また指導者の研修会を開催したほか、家庭教育事業費として、家庭教育学級を開設、講演会や研修会を開催し、親自身の学ぶ機会の充実に努め、そのほか子育てサポーターの養成や子育てサロンを開設したところでございます。

150ページになります。3の青少年の健全育成におきましては、青少年育成事業費として、青少年フレッシュ体験事業を実施をし、北海道ニセコ町へ交流団を派遣し、青少年育成市民会議では次代を担う青少年の健全育成に努め、またさつま

せんだい学校応援団の研修会を行っております。

また、成人式の開催や少年愛護センターでの青少年の電話相談、街頭補導などを行ったところであります。

引き続き、中央公民館の決算概要等を説明いたします。附属書の153ページになります。

公民館の決算額は、1億3,503万816円です。

主要施策の成果、1、中央公民館の管理並びに2、地域公民館の管理では、中央公民館、各地域公民館の適正な施設管理に努め、表の各公民館での主催講座状況のとおり学習機会を提供し、まなびねっとセンターではパソコン操作に関するさまざまな相談や学習に応じました。

以上で説明を終わります。

○委員長（持原秀行）次に、決算内容について、当局の説明を求めます。

○社会教育課長（徳留真理子）それでは、一般会計歳出について御説明いたします。決算書の187ページをお開きください。

10款5項1目社会教育総務費の支出済額は1億8,108万850円です。

備考欄をごらんください。支出の主なものは、社会教育管理費では、社会教育指導員11人、社会教育委員20人の報酬及び職員20人分の給与費等でございます。

次に、189ページ、社会教育振興費では、PTA連合会運営補助金等でございます。青少年対策費では、青少年教育指導員4人及び少年愛護委員93人の報酬、青少年フレッシュ体験事業業務委託料等でございます。

次に、193ページ、10款5項3目公民館費の支出済額は1億3,427万3,412円です。

備考欄をごらんください。支出の主なものは、中央公民館費では、職員3人分の給与費、中央公民館、中央図書館清掃業務委託料、中央公民館蓄電池等設備改修工事等でございます。

地域公民館費では、地域公民館主事等6人の報酬、樋脇・東郷公民館管理清掃業務委託ほか33件の委託料、東郷公民館音響設備改修工事費などが主なものでございます。

繰越明許費400万円につきましては、中央公民館ガス埋設管改修事業に要する経費を、工法検討に不測の期間を要したことにより、年度内の完成が見込めないため繰り越したものです。



次に、203ページをお開きください。

11款4項1目現年公用公共施設災害復旧費の本課分の支出済額は75万7,404円です。

備考欄をごらんください。社会教育課分は、里公民館窓改修工事費でございます。

次に、一般会計の歳入について、主なものを御説明いたします。「もっとゆっくり言ってください」と呼ぶ者あり)

済みません、よろしいでしょうか。一般会計の歳入について、主なものを御説明いたします。

23ページをお開きください。

備考欄をごらんください。14款1項7目教育使用料、4節社会教育使用料、社会教育課分につきましては、中央公民館使用料及び地域公民館使用料等でございます。

次に、73ページをお開きください。

21款5項4目雑入につきましては、備考欄の中ほどになりますが、市民大学講座受講料、青少年フレッシュ体験事業参加負担金が主なものでございます。

次に、財産に関する調書について御説明いたします。378ページをお開きください。

公有財産の土地及び建物の社会教育施設の建物の木造137.68平方メートルの減及びその他土地の7,342.28平方メートルのうち1,758平方メートルの減は、入来町の副田東集会所を普通財産に所管がえしたことによる減でございます。

早口で大変失礼いたしました。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○委員長（持原秀行）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** 194ページの中央公民館ホール用ワイヤレスマイク2本ほか3件の購入と、もちろんこれは本当に大変なマイクでした。揺らせばそばそと何か言うので、中を調べてみたらマイクが宙に浮いていて、それが当たっていたわけですね。ここまでは使っていたというふうに感心したわけですが、問題は駐車場が前は日本たばこの駐車場をお借りできて、しかも無料で借りることができて、ホールを使うときにはそれなりの駐車場が必要なものですから、大変助かったという経験があ

るわけなんですよ。

今、閉鎖されてしまって、このことについて何か影響が出ているのではないだろうかというふうに思うんですが、どうかということと、やはりホールを使う場合の駐車場というのはちょっと困るなという感じがするんですが、そこはどういうふうにお考えなのかということです。どうでしょうか。

**○社会教育課長（徳留真理子）** その件につきましては、大変私どもも近くにございましたので、ありがたかったし、助かっておったわけですが、臨時駐車場は、現在、だいわさんの協力をいただきまして、JTさんとするところとちょっと離れてはいるんですけれども、飯田クリニックの近くに空き地がございまして、そちらを臨時駐車場としてお借りしているところでございます。約100台分の敷地が確保できているところでございます。大きなイベント等には必ずそちらを御案内して、使用していただいているところでございます。

**○委員（井上勝博）** それは本当によかったと思いますが、それは無料なんですか、手続的にはどんな感じなんですか。

**○社会教育課長（徳留真理子）** 無料でお借りしているところでございます。私どものほうでだいわさんと確認書を交わしておりまして、使用者につきましては何ら支障なく、使用の申請に来られたときに御説明し、駐車場をあけるときに鍵をお渡しするという形になっているところでございます。

**○委員長（持原秀行）** ほかにありませんか。よろしいですか。

**○委員（徳永武次）** 普通の委員会でもちょっと話をしたことがあったんですけど、家庭教育学級の問題なんですけど、実際言って、川内を見たときに、小学校単位で15学級、そして参加者が2,340人と、1回当たり大体16名ぐらいなんですよ。充実を図って、親自身の学ぶ機会をいっぱいつくるというのを努力したというようなことが書いてあるんですけど、これはどうなんだろうかね。お金も当然これにもある程度使っていると思うんですけど、なかなか参加者がふえない、実態がそうですよね。

あと、いろんな子育て時代から成人になっていく、社会環境も変わってきているのも事実なんで

すけど、そこらあたりもう少し何か方法はないかな、考えていらっしゃる事があれば教えていただけませんか。

○社会教育課長（徳留真理子）おっしゃるとおりでございます。前回の委員会でも御質問いただいたんですけれども、どこに意見があるのかなと思いましたが、皆さんで各地区の研修会以外にも、中央東ブロックの合同研修会をしたり、PTAの合同の研修会をしたりとか、企画はいろいろしているところでございます。一番参加していただきたい保護者の方に参加していただいているというの、一つ原因なのかなというふうに思います。

熱心な方は、非常に全ての会に顔を出していただきまして、母親部研修会も父親部研修会も重ねて出席される方も多くございます。こういう方々に参加していただきたいなというところに、なかなか声が届かないというところが実情でございます。努力はそれぞれ学校とも連携をとりましてしているところでございますが、難しい現状がございます。

○委員（徳永武次）これから、特にまた必要になってくると思うんですよね。もちろんいろいろな講師を呼んだりとか、いろいろ方法はあると思うんですけど。できるだけいろんな形をとって、学級数もそうですけど、参加者をふやすということに努力をしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

○委員（帯田裕達）190ページの社会教育振興費、PTA連合会運営補助金ほか1件で225万出されているわけですが、これはPTAの連合会に補助金として出していらっしゃるのか。

○社会教育課長（徳留真理子）そうでございます。

○委員（帯田裕達）それでは、連合会が単費に、それぞれ会員数とかで振り分けているということでよろしいんですか。

○社会教育課長（徳留真理子）そのとおりでございます。

○委員（井上勝博）公有財産のさっきの減のことなんですけど、入来副田東集会所ということで、結構使われていたのではないかなというふうに思うんですけど、公有財産の利活用方針の中で閉鎖ということで閉鎖してしまった経過だったと思うんですよね。

しかし、地域のコミュニティ活動などをする上で、非常に身近な、非常に使いやすい、そういう施設だったわけなんですけども、公民館の本来の活用の仕方からすると、できるだけ採算性とか、そういうことじゃなくて、地域の活動を活発にするという目的があるわけですので、廃止してほしくなかったんですけれども、あのまま閉鎖ということで朽ち果てていくのかなということなんですけど、その辺についてのお考えはどうなんでしょうか。

○社会教育課長（徳留真理子）おっしゃるとおりでございます。まだ建物としても利用できる建物でございましたので、私どもといたしましても、管理していただいていた自治体、3自治会がございまして、お声かけをしたところでございます。使われるなら継続をしたいという思いがございましたので、3自治会からもう使いませんというお返事をいただきましたので、市の集会所の今後の取り扱い方針にのっとり、廃止という形をとっているところでございます。

○委員（井上勝博）それはちょっと違うんじゃないかなと。使わないじゃなくて、要するに要りませんかというふうに言われて、要りませんかと言われると、それはやっぱり建物ですから、修繕をしなくちゃいけないときには当然修繕費用も発生するわけで、だからそういった将来のことを考えると、使いたいかでもやむなく引き取れないということだったんじゃないかと思うんですが、それは違うんじゃないですかね。

○教育部長（中川 清）集会所等の取り扱いにつきましては、所管課がそれぞれ異なる場所があります。コミュニティ課がありまして、農政サイドの部分もございます。これはまた地域によって、それぞれの費用負担の考え方が違ったところもありまして、今回は統一した取り扱いで進めてきた結果だということで、そのところだけ見ますと、そういう御意見もあるかもしれませんが、ほかなべて全体の集会所の取り扱いで、こういう方針で進めてきたということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、社会教育課の審査を終わります。御苦労さまでした。

△中央図書館の審査

○委員長（持原秀行）次に、中央図書館の審査に入ります。

まず、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○教育部長（中川 清）中央図書館の決算の概要につきまして、附属書の155ページから説明をいたします。

中央図書館の決算額は、8,171万9,097円です。

主要施策の成果、1、図書館の管理運営に関することでは、市民生活に役立つ図書館づくりを目指して、利用者目線に立った図書資料の整備・充実、市民生活の課題に対応した館内展示に努め、おはなし会事業等の読書推進活動に積極的に取り組んでまいりました。このほか、移動図書館車による巡回サービス、分館との連携、インターネットの活用等により、全域で図書館サービスの充実に努めました。

156ページ、2の視聴覚ライブラリーの管理運営に関することでは、視聴覚教育の振興のため、所有する機材・教材の維持管理や貸し出し、おでかけ図書館の開催等による利用促進や各種講座等を開催をし、視聴覚教育の知識普及に努めました。

以上でございます。

○委員長（持原秀行）次に、決算内容について、当局の説明を求めます。

○中央図書館長（本野敬三）中央図書館です。

まず、歳出から説明いたします。決算書の195ページをお開きください。

10款5項4目図書館費で、支出済額7,942万754円であります。

備考欄をごらんください。事項は図書館管理費のみで、主な支出の内容は、図書館協議会委員7人分の報酬、中央図書館の司書業務嘱託員2名及び本土分館の司書補業務嘱託員3名の報酬、そのほか職員6人分の給与費、図書の貸し出し等の運用に用いております図書館システムの保守委託料等や図書館システムの賃借料、一般図書5,075冊及び児童図書2,731冊の購入費、鹿児島県図書館協会への負担金などであります。

次に、5目視聴覚ライブラリー費は、支出済額229万8,343円であります。

事項は視聴覚ライブラリー費のみで、主な支出の内容は、視聴覚ライブラリー運営審議会委員6人及び行政事務嘱託員一人分の報酬、DVD視聴覚教材の購入費、県視聴覚教育連盟への負担金等であります。

次に、歳入について説明いたします。決算書の57ページをお開きください。

18款1項8目教育費寄附金、1節教育寄附金のうち中央図書館分は、当該備考欄の一番下、図書館費寄附金5万円で、薩摩川内ロータリークラブ様からの寄附金であり、図書購入費に充当しております。

次は、61ページをお開きください。

21款5項2目弁償金、1節弁償金のうち中央図書館分は、図書館資料紛失等として3冊分の2,896円があります。本来、紛失等で返できない場合は、原則、同じ本を代納品として納入してもらいますが、難しい場合などには紛失本の購入価格をもって弁償金として受け入れております。収入未済はございません。

続きまして、次の4目雑入、1節雑入のうち中央図書館分は、めくっていただき75ページになります。当該備考欄下から7行目以下に記載のとおり、郷土史等実費収入金、コピー代実費収入金であります。収入未済はございません。

以上で説明を終わります。御審査方、よろしくお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）私は、使うときは使うんですが、使わないときは余り使わないんですけど、ただ行くと感じるのは、やはり並べられている本が非常に少ないなと。しかし、閉架式と開架式ということで、開架されているものと、どこか倉庫にしまっている分があると思うんですよね。その蔵書の比率というのはどのぐらいなのでしょう。比率じゃなくて、冊数はわかりますか。

○中央図書館長（本野敬三）大体比率が、開架が6、閉架が4ぐらいの割合ということです。

○委員（井上勝博）やはり利用者にしてみれば、開架のほうが自分で手にとって興味をそえられるというか、そういうのがふさわしいというか、い

いんじゃないかというふうに思うんですよね。そういう点では、今の図書館は非常に手狭になっているのかなという感じを受けるわけなんですけど、その辺は今までもそういう指摘はあったと思いますが、今後の考え方として何かございますか。

○教育部長（中川 清）御意見のとおり、合併をしまして、図書館の狭隘さという部分については私どもも感じてございます。一方で、中央公民館を含めて老朽化が進んでまいりますので、ここは地域公民館全体のあり方、これも含めて、今後の公共施設のあり方の中で議論していきたいというふうに考えております。

ですから、図書館だけを捉えた議論ということではなくて、全体の議論の中で改修計画、その改修計画の中で蔵書等が可能かどうかというものも議論していくと。そういうふうになりますと、全体の公民館、図書館のあり方というところまで踏み込んで議論する必要があるかというふうに考えております。

今現在のところ、具体的にこういうふうにしたというものは持ち合わせてございません。

以上でございます。

○委員（井上勝博）これは私の偏見かもしれませんが、スポーツは非常に力を入れている面があるけれども、文化についての力の入れぐあいが弱いんじゃないかというふうに文化団体からも言われていることで、そういう点で、もう少し図書館という位置づけというのを、市民が身近に借りて、そして知的関心を高められるようなそういうものにして、全体として薩摩川内市の文化を高めていくという、そういう位置づけで考えていただきたいということをお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

○委員（帯田裕達）ちょっと教えてください。附属書の155ページに、図書館の利用状況で入館者数が出ているんですが、ここ二、三年のうちにふえてきているのか、減ってきているのか、その辺の推移はわかりますか。

○中央図書館長（本野敬三）中央図書館の利用の変遷を申し上げます。

年々減ってきておりまして、入館者数で言いますと、合併後ピーク時が平成17年でございまして、平成17年度と比べますと、平成26年度が

大体4万2,000人から減って、大体そのときの70%、7割です。

貸出冊数で言いますと、ピーク時が平成23年で、そのときの大体90%、9割が現状でございます。

以上です。

○委員（帯田裕達）分館についても、減っているという認識でよろしいですか。

○中央図書館長（本野敬三）分館におきましては、若干は減っておりますけれども、分館ごとで波がございまして、そこまでは減っていないと認識しております。

○委員（帯田裕達）減っているところがわかりますでしょうか。

○中央図書館長（本野敬三）減っているところは、貸出冊数で言いますと、東郷、祁答院、それから逆にふえているところが樋脇、入来、鹿島、下甕などは若干ふえております。ほかは少しずつ減っているところでございます。

○委員（帯田裕達）わかりました。

○委員（徳永武次）井上委員も言っておられたんですけど、新刊の図書購入、これが今決算額で言うと大体15%弱ですよ、総体の決算額からいったら。これは類似団体も含めて、図書館の規模もあるんですけど、どうなんだろうかね。もう少しふやしたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうですか。

○中央図書館長（本野敬三）全体的な財政の縮減の中で、できるだけ図書購入費につきましては総体とすると減らさないように、できたら現状維持を保ってきたいというのが本当現状であります。

○委員（徳永武次）いろんな情報を得たりとか、勉強する機会があるわけですけど、図書館の利用者もふえているというような話でしたし、期待を裏切らないように、新刊を含め――減っていると言いつたの、ごめんなさい、訂正。――魅力がないのかわかりませんが、そういうこともまた一つは必要じゃないかと思うんですけど、その辺も含めて、ぜひ増刊ができるようにひとつ努めていただきたいと思います。

○中央図書館長（本野敬三）施設上の早急な対策は、予算上のこともあり難しいので、ソフト面の改善策を考えんといかんと思っているところで。そこで、貸し出しデータを細かく分析して、

現在の利用状況を把握して、それを反映した蔵書構成をすることや、予約の多いものは、一定のルールは必要と思いますが、複数本を購入することを検討したり、またどうしても本を発刊して最新のものが図書館に入るのが遅くなるというのがございますので、月に1回、司書が直接店頭に出向いて、売れ行き状況とか売れ筋を確認して、そこで購入したりして、ちょっと手間はかかりますけれど、そういう努力をしているところでございます。

○委員長（持原秀行）ほかにございませんか。

○委員（佃 昌樹）今のに関連してなんですが、部長にお聞きしたいと思います。

分館を初め川内の本館にしても、入場者数の減少、もしくは貸し出しの減少、文字離れの現代において、そういった傾向が出るのは当たり前かなと思うんですが、逆に民間経営であればという、武雄市でツタヤが運営して、非常に入館者数が極端に伸びてきたということで、民間経営ですから、いろんな附属施設等も充実しているだろうとは思いますが、将来的にはそういった方向性も、こういう状況でずっとじり貧の状況が続くのであれば、考えなきゃいけないんじゃないかなというような展望を持たんにやいかんと思います。

今、徳永委員からあったように、減っていく状況、またはそういった利用価値が減少していく状況は憂うべき状況だなと思っていますので、その辺のところを部長の段階ではどのような将来展望があるのか、決算のちょっと離れた部分もありますけど、聞かせてもらえればと思います。

○教育部長（中川 清）新しい図書館を建設すると、その中に違う用途を持った複合的な機能を持たせて施設整備を行って、それを指定管理で行うという手法はあるかと思っています。現況で、今の図書館の手狭さというのは、先ほど井上委員からありましたように感じておりますが、現在のところ、図書館の再整備という計画は持ち合わせてございませんので、現在の図書館の中でどのような運用をしていくのかということが課題になってくるかと思っています。

その中では、一方では過疎・高齢化というものが進んでまいりますので、来ていただくという方策よりかはこちらから出向いて配本、拠点的なものをつくりながら、そこに配達していくと。障害者については、今モデルケースで配本のサービス

も行っておりますが、こういったものも検討していく必要があるのかなというふうに考えております。

ただ、全体の予算の削減の中で、今後、検討すべきは、図書館条例のほうは、今、条例改正をしまして、指定管理ができるようになってございます。これは、入来の図書館分館を地域の団体のほうに指定管理をされるというふうに、今、条例改正をしておりますので、条例上は改正がなっておりますから、指定管理ができる状態になっておりますので、今の現況で全体の指定管理というものも今後検討していく必要があると。

その中で、予算の確保ができれば、縮減策ができれば、それを今度は図書購入のほうに回していくというようなことも考えられるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（佃 昌樹）出発点が現状肯定から出発しているみたいなんです。現状肯定じゃなくて、抜本的に図書館という機能を充実、みんなに広めてオープンに拡大していく方法を、現状追認で予算の面から何からとなってくると、現状どうしようもないですというそこから出発するしかないの、ちょっと感覚を新たに、できたら全庁の執行部会でも企画部会でも、そういったところでどうあるべきか、ということなんかを議論してほしいなと思います。それは要望ですけどね。

○教育部長（中川 清）先ほど井上委員のほうにも御質問で答弁しましたとおり、武雄市の例で言いますと、新しく施設をつくるとか、そういったものであれば、今、委員のような御提言、検討もできるかと思いますが、現在、そういった計画は持ち合わせておりません。現状の図書館の中でどういうふうにやっていくのか、これをトータルの施設のあり方というのを今後議論していきますので、その中で図書館の今後のあり方というものも検討することになるかと思っています。

ですから、図書館だけということではなくて、全体の施設のあり方というものを今後切り取り、議論をしていくことになりますから、その中では今後の図書館のあり方についても提言をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（井上勝博）いわば歴史的な文書というものについては、これは中央図書館が管轄して、

管理というふうになっているものなんですか。

○中央図書館長（本野敬三）川内地区でしたら中央館のほう、それとまた各地域は地域の分館で管理しているという文書はあります。

○委員（井上勝博）今、民間の指定管理者のことで話があって、だけど一方で読まない本は捨ててしまうという側面があるんですよ。そういうことがないようにしていかなくちゃいけないんですが、古くなって、読まれていないから捨てるというようなことは、歴史的な文書についてそういうことはあり得ないですよ。その確認なんです。

○中央図書館長（本野敬三）除籍処分につきましては、除籍基準というのを図書館内でつくっておりまして、それにのっとって内容を吟味して、毎年1回、教育長決裁を受けまして、除籍しているところです。

○委員（帯田裕達）先ほど中川部長の佃委員の答弁の中に、そういうことはまだ考えていらっしゃらないということですけど、東口の今度コンベンションの計画がありますよね。あの中での活用とか、中央図書館を向こうに移設するとかという計画は全然ないわけですか。考え方も。

○教育部長（中川 清）私の段階では、そういうものは聞いてございません。

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で中央図書館の審査を終わります。御苦労さまでございました。

#### △少年自然の家の審査

○委員長（持原秀行）次に、少年自然の家の審査に入ります。

まず、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○教育部長（中川 清）少年自然の家の決算概要を附属書の154ページから説明をいたします。

少年自然の家、決算額は1億1,523万4,527円で、主要施策の成果、1の少年自然の家の運営及び施設の維持管理におきましては、庁舎警備、浄化槽管理などの業務委託、施設の改修工事等を行い、2の少年自然の家事業では、夏・冬のアドベンチャー事業、てらやまんち森の学校、ファミリー自然体験隊等の主催事業を実施しまし

た。

以上でございます。

○委員長（持原秀行）次に、決算内容について、当局の説明を求めます。

○少年自然の家所長（峯 満彦）少年自然の家でございます。よろしくお願いします。

まず、歳出について御説明申し上げます。決算書の197ページをお願いいたします。

10款5項6目少年自然の家費について御説明いたします。

支出済額は、1億1,523万4,527円でございます。

各事項の内容につきまして、備考欄に従い御説明申し上げます。

少年自然の家管理費ですが、指導員報酬7名分、施設管理補助員報酬1名分、宿直警備員報酬2名分、運営協議会委員報酬10名の2回分です。

次に、職員給与費、社会保険料は職員8名分、労災保険料は嘱託員8名分及び栄養士の分です。

委託料につきましては、少年自然の家庁舎清掃業務委託ほか12件でございます。

なお、平成25年度改修工事予定であった冒険の森限之城やぐらにつきましては、材料調達の関係で繰越明許を行い、平成26年度に実施しております。

備品購入は、高圧洗浄機1台ほか2件でございます。

負担金は、九州地区青少年教育施設協議会会費ほか2件でございます。

管理費は以上でございます。

次に、少年自然の家事業費について御説明申し上げます。

夏のアドベンチャーに係る物資運搬用トラック借り上げほか5件でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。決算書25ページをお願いいたします。

14款1項7目、4節社会教育使用料は、少年自然の家使用料と行政財産使用料でございます。

続きまして、75ページをお願いいたします。

21款5項4目、1節雑入は、アドベンチャー等参加実費徴収金と電気料実費収入金、自動販売機等、コピー代実費収入金でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明があ

りましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。よろしいですか。

○委員（井上勝博） 76ページですが、少年自然の家でいろんな1年間に研修されたりしているんですが、資料とかが必要になるから、コピーも少しあるんじゃないかなと思ったんだけど、円単位で言うと330円で実費でコピー代が……（「33万」と呼ぶ者あり）330円ですね。330円でしょう。ちょっとコピーの使用が少ないという印象を受けるんですが、これは皆さん資料とかというのは前部そろえてこられて、ほとんどコピー機を利用するということがないという、そういう理解でよろしいですか。

○少年自然の家所長（峯 満彦） 外部の利用者の方々については、それぞれ資料は持参してこられます。突発的なコピーを依頼をされるときに使用される分でございます。

○委員長（持原秀行） ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行） 質疑は尽きたと認めます。  
次に、委員外議員の質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。  
以上で少年自然の家の審査を終わります。御苦労さまでした。

#### △教育総務課・学校教育課の審査

○委員長（持原秀行） 次に、教育総務課及び学校教育課の審査に入ります。

まず、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○教育部長（中川 清） それでは、教育総務課・学校教育課の決算概要を説明します。

まず、教育総務課でございますが、決算附属書の142ページをお願いいたします。

教育総務課の決算額は、21億4,082万5,255円です。

主要施策の成果、1の教育委員会の開催状況等は、定例会と臨時会の13回です。

2、校舎等の計画的整備・充実につきましては、（2）の小中一貫校整備事業では、東郷地域の小中一貫校の基本計画及び予定地の測量設計業務を実施し、（3）で東郷地域小中一貫校の事業用地として記載の財産を取得しました。

143ページ、（5）の屋内運動場建設事業では、

育英小学校の屋内運動場の新增改築のための設計業務委託等を実施しました。

（6）から（9）までの小・中学校の諸施設耐震改修事業では、記載の耐震不足や老朽化した校舎及び屋内運動場等の耐震補強や環境整備を行ったところです。

3、社会の変化に対応した教育の推進におきましては、教育用パソコン等整備事業として、小学校の児童用パソコン208台の更新を行いました。  
144ページをお願いします。

4、奨学金制度では、給付型の特別奨学金と奨学資金貸付基金を活用した奨学資金の貸し付けを行っております。平成26年度から給付型の特別奨学金の新規枠を10名に拡充しましたが、平成27年度に奨学資金貸付基金制度の見直しを予定をしており、平成28年度から給付型の特別奨学金のさらなる拡充を検討しております。

5、離島高校生就学支援事業では、甕島を離れて高校に進学した高校生72名の保護者の経済的支援を実施しております。

次に、学校教育課の決算概要を附属書の145ページから説明をします。

学校教育課の決算額は、6億4,873万6,018円です。

主要施策の成果、1、豊かな人間性を育む学習環境と義務教育の充実におきましては、教職員の資質向上を目指して、教職員を先進地に派遣するとともに、小中一貫教育推進事業は市内全14中学校区で取り組みました。外国語指導助手の7名を市内小・中学校に派遣をし、語学指導及び英語授業の改善・活性化を図りました。

英語力向上プラン事業として、市内中学生の英語技能検定試験の検定料を負担するとともに、英語サマーキャンプ等を実施をし、薩摩川内元気塾事業では講演会等を合計128回開催、また水引小・中学校のコミュニティスクール導入事業等を実施しております。

146ページ、2の教育相談体制の充実におきましては、児童生徒の心の悩み等や不登校対策に対する相談体制の充実と機能強化を図るため、高度な専門的知識と経験を有する相談員等を配置をしております。

147ページ、3の児童生徒の就学援助と遠距離通学費等助成では、就学困難な児童生徒に就学援助を、そのほか遠距離通学費及び修学旅行補助

金の助成を行っております。

4、就園援助体制等の充実におきましては、幼稚園の統廃合に伴うスクールバスの運行や、甌島地域の4公立幼稚園では預かり保育を実施しております。

5、児童生徒等の健康管理及び体育的活動の充実においては、健康管理体制の充実と各種大会等を通じた児童生徒の体力向上を図ったほか、日本スポーツ振興センター共済給付金の給付を行ったところでございます。

148ページ、6の学校給食の管理及び充実におきましては、(1)学校給食の充実では、栄養豊かな安全・安心なおいしい学校給食を市内の幼稚園、小学校、中学校の園児、児童生徒等約9,700人に提供し、(2)施設整備では、備品関係として配送コンテナ、冷凍庫、冷蔵庫等を、工事関係では厨房の空調設備工事等を実施しております。

以上でございます。

**○委員長（持原秀行）**次に、決算内容について、当局の説明を求めます。

**○教育総務課長（鮫島芳文）**それでは、教育総務課の歳出について御説明を申し上げます。

決算書の175ページをお開きください。

10款1項1目教育委員会費の決算額は284万1,307円であります。

事項、教育委員会費は、教育委員4名の報酬と教育委員の研修会等出席に伴う旅費等が主なものでございます。

次に、2目事務局費の決算額は5億2,352万4,155円でございます。繰越額の1,053万円は、旧倉野小学校、旧寄田小学校のプール解体事業の解体設計、解体工事費を平成25年度から繰り越したものでございます。

事項、事務局管理費の主な支出でございますが、学校図書室の司書業務嘱託員26名の報酬や、職員の産休・育休に伴います代替行政事務嘱託員報酬8名等のほか、教育委員会事務局職員50名の人件費及び事務局管理運営に関する経費、川内地域学校のごみ収集業務の委託等ほか12件、それと、先ほど申し上げました旧倉野小学校プール解体工事ほか5件、それと、全国都市教育長協議会負担金のほか、新規に、平成26年度から実施いたしました学校支援の草刈り機取り扱い安全講習会等への参加負担金46名分のほか、平成26年

3月の公用車事故に伴い賠償金等でございます。

177ページをお開きいただきたいと思います。

177ページの事項、奨学育英事業の主な支出でございますが、特別奨学金支給対象が15名への奨学資金の支給、それと、特別奨学金の利子分の基金への積み立て、それと、鹿島村奨学資金条例に基づきます奨学資金の返還免除者が2名、平成26年度では出てまいりましたので、この返還免除分の貸付奨学金への繰出金等でございます。

1節50万円以上の不用額でございますけれども、2節の給与及び4節の共済費につきましては、教育委員会49名分の執行残で、3節の職員手当につきましては、教育委員会全体の時間外の執行残でございます。

15節の工事請負費につきましては、繰り越し事業の寄田小学校、倉野小学校のプール解体工事の入札残が主なものでございます。

同ページの3目教育振興費の教育総務課分の決算額は4億267万9,839円のうち、2億6,918万9,572円でございます。繰越額の3,565万3,000円につきましては、東郷地域小中一貫校整備に要する設計費等を平成25年度から繰り越したものでございます。

それでは、事項ごとに御説明申し上げます。

事項、教育育成費の離島高校生就学支援費は、甌島を離れて進学している生徒の居住費の一部について、保護者の経済的支援をするために72名分を支出してございます。

次に、179ページの事項、小中一貫教育推進事業費は、小中一貫校整備に向けての施設整備のための基本設計策定業務委託、それから、整備予定地内の測量設計業務委託を行ったものでございます。

続きまして、事項、小中一貫校整備事業費の主なものにつきましては、東郷町斧淵の24筆、8万6,653平米の一貫校予定地の土地取得分でございます。

1節50万円以上の不用額でございますが、委託料のうち、教育総務課分の66万9,978円は、繰り越し事業の入札執行残でございます。また、扶助費の162万2,000円につきましては、離島高校生就学費の申請者が想定よりも少なかったことに伴います不用額となっているところでございます。

同じく課題になりますが、4目教職員住宅管理



費の決算額が3,182万4,692円でございます。事項、教職員住宅費の主な支出でございますが、教職員住宅188戸の管理及び維持補修に係る経費で、管理組合への業務委託料、そのほか、公立学校共済組合との住宅譲渡契約に基づきます教職員住宅1戸分 ― これは入来の方でございますが、家屋取得費が主なものでございます。

次に、181ページをごらんいただきたいと思います。

2項1目学校管理費の決算額は、4億3,387万642円でございます。事項、小学校管理費の主な支出につきましては、小学校35校の管理運営及び維持補修に要する経費で、学校用務嘱託員11名及び学校主事24名の人件費、学校施設の光熱水費、施設の修繕、維持管理業務委託料、それから、備品購入費、県学校図書館協議会負担金等でございます。

1節50万円以上の不用額でございますが、11節の需要費につきましては、35校の小学校の配当予算の執行残の積み上げ分でございます。

同じく、181ページの下段、それから、183ページにつきましては、2目小学校教育振興費の教育総務課分の決算額は、事項、小学校扶助費を除きまして、8,579万8,239円でございます。事項、小学校教材備品整備費は、小学校の教材整備を、事項、小学校理振法備品整備費は、理科振興法に基づきます理科・算数の用具の備品の購入を、事項、小学校近代教育設備費は、図書館への情報機器運用サポート業務委託ほか、小学校8校に教育用タブレットパソコン208台及び周辺機器の購入に係る経費が主な支出となっているところでございます。

3目小学校建設費でございますが、決算額は2億2,650万1,683円でございます。繰越額の1億9,285万円につきましては、手打小学校校舎等耐震補強及び改修工事ほか5事業を、平成25年度から繰り越したものでございます。

事項、屋内運動場建設事業費では、平成27年度整備の育英小学校屋内運動場の新增改築工事の建物設計や地質調査などの業務委託を行い、事項、小学校諸施設整備事業費では、里小及び副田小学校の図書室の空調設備の設計業務委託や、平佐西小学校屋内運動場の屋根塗装工事等を行ったものが主なものでございます。

事項、小学校耐震改修事業費では、耐震改修を

行うため、副田小学校屋内運動場耐震補強計画及び実施設計業務ほか4件の委託業務及び可愛小学校、育英小学校、手打小学校の校舎等の耐震工事を行っております。

1節50万円以上の不用額でございますが、15節工事請負費の668万5,717円は、繰越事業の手打小学校校舎等耐震工事及び改修工事の6件の入札残が主なものでございます。

同ページの3項1目中学校管理費の決算額でございますが、2億2,472万1,072円でございます。この備考になります事項、中学校管理費の主な支出は、中学校15校の管理運営及び維持補修に要する経費で、学校用務員3名及び学校主事11名の人件費、学校施設の光熱水費、修繕、それから、維持補修に関する委託料、それから、備品購入及び県学校図書館協議会負担金等でございます。この中には、今、休校中であります鹿島中の分の電気等の分の経費も入っているところでございます。

次に、185ページの2目中学校教育振興費の教育総務課分の決算額は、事項、中学校扶助費を除きまして、1,782万1,285円でございます。

事項、中学校教材備品整備費は、中学校の教材整備を、事項、中学校理振法備品整備費は、理科振興法に基づきます理科、数学備品の購入を、事項、中学校近代教育設備費は、中学校図書館用の情報機器運用サポート業務委託、それから、海星中学校の特別教室のLAN配線工事等が主なものでございます。

同じく、185ページの3目中学校建設費の決算額は、4,498万8,280円であります。繰越額の3,950万円につきましては、祁答院中学校南東校舎等の耐震改修工事を平成25年度から繰り越したものでございます。

事項の中学校諸施設整備費につきましては、海陽中学校図書室の空調設備設計工事業務委託や、川内南中学校特別支援教室改修工事等、ほか6件を実施いたしております。

事項、中学校耐震改修事業費につきましては、平成27年度改修予定の入来中学校武道場の耐震補強設計業務委託や、祁答院中学校、樋脇中学校の武道場の天井落下防止の対策、工事設計業務を行うとともに、繰越事業の祁答院中学校南校舎の耐震補強工事及び改修工事を行ったものでござい

ます。

1 節 5 0 万円以上の不用額でございますが、1 5 節の工事請負費でございますが、繰越事業の祁答院中学校南東校舎等の耐震補強及び改修工事の入札執行残となっているところでございます。

1 8 5 ページから 1 8 7 ページにかけてでございますが、4 項 1 目幼稚園管理費の決算額は、2 億 7, 8 6 3 万 2, 1 9 1 円でございます。

事項、幼稚園管理費は、幼稚園 1 3 園の管理運営及び維持補修に係る経費で、幼稚園教諭及び養護教諭等の嘱託員 1 6 名の報酬と幼稚園教諭 2 8 名分の人件費、それから、光熱水費、それと、かのこ幼稚園、手打幼稚園を統合することに伴いまして、危険箇所等の対策工事等を行っており、その工事ほか 1 3 件等が主なものでございます。

次に、1 9 7 ページをお開きください。

6 項 1 目保健体育総務費の教育総務課分は、事項、体育振興運営費の報償費 4 2 万 6, 0 0 0 円のうち屋内運動場の学校開放に係る事務取り扱い謝金等 4 2 万 5, 3 0 0 円でございます。この分は、市民スポーツ課から業務移管によって教育総務課にきた分の内容でございます。

次に、2 0 3 ページをお開きください。

1 1 款 3 項 2 目現年単独文教施設災害復旧費の決算額は、1 5 万 7, 5 1 8 円でございます。中身的には、事項、現年単独文教施設災害復旧事業費は、昨年の台風により被害に遭いました里中学校のフェンスの改修、それと、峰山小学校の渡り廊下の、これも台風でございますが、修繕に係る経費でございます。

1 節 5 0 万円以上の不用額でございますが、1 5 節工事請負費がございますが、昨年度は災害が少なかったことに伴います不用額でございます。

4 項 1 目現年公用公共施設災害復旧費の教育総務課分の決算額は、大きな災害がなかったことに伴います執行は、ゼロとなっているところでございます。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。決算書の 2 3 ページをお開きください。

1 4 款 1 項 7 目教育使用料の教育総務課分は、1 節の小学校使用料、2 節の中学校使用料、3 節の幼稚園使用料とも、小・中学校、幼稚園の敷地内の電柱等の行政財産使用料が主なものでございます。

次に、3 1 ページをお開きください。

2 項 7 目教育手数料、1 節教育手数料につきましては、諸証明手数料の収入済みでございます。教職員住宅の車庫証明手数料 5 件と大村高校の卒業証明の手数料の 1 件でございます。

次に、3 5 ページをお開きください。

1 5 款 2 項 8 目教育費補助金の 1 節小学校費補助金の教育総務課分は、理科教育設備費補助金や算数教育設備費補助金の収入済みで、小学校の理科学習設備、算数器具設備等の購入に要する補助金でございまして、補助率は 2 分の 1 でございます。

また、学校施設環境改善交付金といたしまして 4, 0 0 6 万 2, 0 0 0 円が収入済みで、平成 2 5 年度繰越分の亀山小学校南東校舎等改修工事業ほか 6 件分でございます。補助率につきましては、3 分の 1 から 2 分の 1 となっているところでございます。

3 7 ページの 2 節中学校費補助金は、理科教育設備補助金、数学教育設備補助金で、中学校の理科学習設備、それから、数学器具設備の購入に関する補助金として収入済みでございます。

また、学校施設環境改善交付金といたしまして、平成 2 5 年度繰越分の祁答院中学校南東校舎の耐震改修分 9 2 3 万 3, 0 0 0 円が収入済みであります。

同ページの 6 節の教育総務費補助金の原子力エネルギーに対する教育支援事業補助金 1 5 0 万 6, 6 0 0 円につきましては、燃料電池電車ラジコンタイプの購入に対するもので、これにつきましては、補助率は 1 0 0 % となっているところでございます。

また、離島高校生就学支援費補助金は、離島から高校へ通学するために対する補助金といたしまして収入済みでございまして、これにつきましては、補助率は 2 分の 1 になっているところでございます。

次に、5 1 ページをお開きください。

1 6 款 3 項 7 目教育費委託金の 1 節教育総務費委託金の分につきましては、権限委譲事務委託金でございまして、県地域改善対策高等学校奨学資金の返済債務等の事務連絡に関する権限移譲分の経費でございます。

次に、5 3 ページをお開きください。

5 3 ページの中ほどにありますますが、1 7 款 1 項 1 目の財産貸付収入のうち、教育総務課分につき

ましては、土地建物貸付収入で、教職員住宅貸付料の166戸分の歳入となっております。

次に、55ページでございます。

55ページの2目利子及び配当金の1節利子及び配当金につきましては、特別奨学資金と奨学資金貸付金から生じた利子分を歳入として入れ込んでいる部分でございます。

同じく、その下になります2項1目不動産売払収入の1節不動産建物売払収入につきましては、学有林売払収入に伴いますもので、旧八重小学校の植林地、学有林の間伐実施に伴います売り上げ益でございます。

次に、57ページから59ページにかけての寄附金、18款1項8目教育寄附金の1節教育寄附金でございますが、教育総務課分は、小学校費寄附金8万円と中学校費寄附金3万円でございます。これらにつきましては、子どもたちのために活用してほしいということで、水引の個人の方から小・中学校に3万円ずつ、それから、団体の方が平佐西小学校に5万円寄附をいただき、図書購入等に充てているところでございます。

同じく、57ページでございますが。下段のようになりますけれども、19款1項7目特別奨学基金繰入金の1節特別奨学基金繰入金は、特別奨学金から生じた利子相当分の4,000円と179万6,000円の合計180万円を基金から一般会計に繰り入れたものでございます。

次に、71ページから73ページをごらんいただきたいと思います。

21款5項4目雑入、1節雑入でございます。教育総務課分については、71ページの下段のところから73ページの中段のところまで、約18件がございます。合計467万9,799円が収入済みであります。

以上が歳入となっております。

続きまして、財産に関する調書について御説明を申し上げます。

378ページをお開きください。

1の公有財産の(1)土地及び建物の中ほどの公共用財産のうち、教育総務課分につきましては、小学校、中学校、幼稚園と教職員住宅のとなります。

平成26年度の動きといたしましては、小学校の土地につきましては、8万8,362平米の増につきましては、主なものは、東郷地域の小中一貫

校整備予定地の用地取得の部分によるもので、減といたしまして、2万9,453平米の減でございますが、これにつきましては、滄浪小学校ほか6校の小学校の閉校した財産につきまして、財産活用推進課のほうに移管いたしましたので減となっております。

また、中学校の土地の1万3,970平米の減につきましても、旧高城西中学校の閉校した部分を財産活用推進課のほうに普通財産として移管しておるものでございます。

これに伴いまして、同じく建物についても閉校した小学校6校と中学校1校の部分を財産活用推進課へ移管しておりますので、この分も減となっているところでございます。

また、教職員住宅につきましては、閉校となった学校の教職員住宅、湯田小の1戸、藤本小の2戸は、購買のために財産活用推進課へ移管、それと、祁答院の1戸につきましては、公営住宅として土地建物とも建築住宅課へ移管しております。

土地建物については、以上でございます。

次に、384ページでございます。

3の債権のうち教育総務課分は、五つ目の奨学資金貸付金でございます。これは、合併前の5市町村、それから、薩摩川内市の奨学資金貸付に係る債権で、平成26年度中に903万8,500円の返済がございまして、決済年度末残高は73名分の3,343万3,200円となっているところでございます。

次に、385ページをお開きください。

4の基金のうち特定基金の教育総務課分は、ちょうど8番目になります特別奨学基金で、平成26年度に、特別奨学生15名に180万円給付いたしまして、基金への利子相当分4,000円を積み立てたため、差し引き179万6,000円を使用したことになりまして、決算年度末残高につきましては1,374万円でございます。

基金運用条件について御説明を申し上げます。

387ページをお開きください。

奨学資金貸付基金の平成26年度末の残高につきましては、1億9,675万4,000円でございます。真ん中のところを見ていただきますと、平成26年度中に返還免除者の2名からの申請によりまして、債権が156万円減額となりまして、一般会計から繰越金により同額を補填したために、平成26年度末残高による増減はございません。

決算年度中における運用状況につきましては、大学生2名、高等専門学校生1名、高校生2名によります合計で85万9,000円を貸し付けております。

388ページの(4)の月別運用状況にございますように、返還調定額1,064万7,000円に対する未返還金額につきましては、194万9,100円でございます。

なお、平成26年度調定の当年度末返済額194万9,100円と、過年度末返済額397万8,500円と合わせまして、平成26年度末における返還期日到来分の未返済額につきましては592万7,600円でございます。

以上で、教育総務課分につきましての決算の説明を終わります。御審査賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○委員長（持原秀行）** ここで休憩をします。再開はおおむね13時とします。

~~~~~

午前11時58分休憩

~~~~~

午後 0時59分開議

~~~~~

**○委員長（持原秀行）** それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、引き続いて決算内容について、原之園学校教育課長の説明をお願いいたします。

**○学校教育課長（原之園健児）** それでは、学校教育課に係る平成26年度の決算について御説明をいたします。歳出について御説明をいたしますので177ページをお開きください。

10款1項3目教育振興費は、学校教育課に係る支出済額は1億3,296万948円で、備考欄に示してあります事項の主なものについて御説明をいたします。

事項、教育指導費の主なものは、児童生徒知能検査・学力検査業務委託及びコンピューター教育指導業務委託です。

事項、教育研修費の主なものは、私立学校教職員研修補助金です。

事項、教育育成費は、英語技能検定試験検定料、特別支援教育支援員謝金などが主なものでございます。

179ページをお開きください。

事項、教育派遣費の主なものは、外国語指導助

手ALTに係る報酬等でございます。

事項、教育人事管理費は、教職員の人事異動に伴う教育長面談、地区校長会に伴う職員の旅費が主なものでございます。

事項、教育研究費は、水引小、水引中学校におけるコミュニティスクールに係る委員の謝金、旅費が主なものでございます。

事項、漁村留学制度事業費は、鹿島町のウミネコ留学制度に伴うもので、ウミネコ留学制度業務委託等が主なものでございます。

事項、心の教室相談員配置事業費は、中学校に配置した相談員の謝金が主なものです。

事項、子どものサポート体制整備事業費は、中央公民館スマイルルームにおける指導員の謝金が主なものでございます。

事項、特認校制度事業費は、川内地域のスクールバス等運転手業務嘱託員にかかる報酬等、東郷地域の特認校生送迎用タクシー借り上げ料が主なものでございます。

事項、薩摩川内元気塾事業費の主なものは、各中学校区の元気塾推進委員への業務委託料でございます。

事項、小中一貫教育推進事業費は、小学校英語講師謝金、小中一貫教育に伴うバス借り上げ料等が主なものでございます。

事項、スクールソーシャルワーカー活用事業費は、ソーシャルワーカーの謝金、旅費等が主なものでございます。

181ページをお開きください。

同じく5目学校保健費は、支出済額6,542万9,588円で、備考欄の事項のうち主なものについて御説明をいたします。

事項、学校保健体育運営管理費は、学校医、薬剤師等報酬、児童生徒、幼児及び教職員健康診断委託等が主なものでございます。

事項、日本スポーツ振興センター共済給付事業費は、幼稚園、小・中学校の幼児、児童生徒分の共済掛け金及び災害給付金でございます。

学校野外単年推進事業費は、カヌー指導者講習会の講師謝金、旅費でございます。

事項、各種大会運営費は、小学校綱引き大会時の児童輸送用バス借り上げ料が主なものでございます。

183ページをお開きください。

続きまして、同じく2項2目小学校教育振興費

について御説明いたします。

学校教育課分は、備考欄１番目の事項、小学校扶助費で支出済額５,３１０万４４６円で、延べ６２４人の児童に係る就学援助費が主なものでございます。

１８５ページをお開きください。

同じく３項２目中学校教育振興費のうち、備考欄３番目の事項、中学校扶助費が学校教育課分になります支出済額５,４７１万１,７５１円で、延べ３８５人の生徒にかかる就学援助費が主なものでございます。

１８７ページをお開きください。

同じく４項２目幼稚園教育振興費は、備考欄２番目の事項、幼稚園扶助費が学校教育課分で、支出済額１,４４３万７,４５２円で、東郷幼稚園などのスクールバス運行業務委託料、甌島地域での預かり保育園の保育士賃金等が主なものでございます。

１９９ページをお開きください。

同じく６項３目給食センター費は支出済額３億２,４３６万６,８３０円で、備考欄の事項のうち主なものについて御説明いたします。

事項、給食センター管理費の主なものは、川内学校給食センター給食調理業務委託など、給食センターの維持、運営にかかる委託料、同じく給食センターにかかる光熱水費、修繕料などの需用費が主なものでございます。

事項、給食センター施設設備整備費の主なものは、入来学校給食センターの厨房空調設備工事などの工事請負費でございます。

２０３ページをお開きください。

１１款４項１目現年公用・公共施設災害復旧事業費は１万９,４４０円で、学校教育課分は備考欄の２番目、下甌学校給食センター屋根修繕にかかるもので、これは平成２６年１０月の台風１９号により破損したものでございます。

続きまして、歳入について御説明をいたします。  
決算書の１５ページをお開きください。

１３款２項３目教育費負担金の３節日本スポーツ振興センター掛金は、幼稚園、小・中学校の幼児、児童生徒の保護者負担分です。

２３ページをお開きください。

１４款１項７目教育使用料の３節幼稚園使用料、備考欄上から２番目の幼稚園使用料は、私立幼稚園の保育料でございます。

２５ページをお開きください。

同じく５節保健体育使用料の１行目、行政財産使用料は、給食センター２箇所の使用料です。

３５ページをお開きください。

１５款２項８目教育費補助金の１節小学校補助金の学校教育課分を御説明いたします。

備考欄の下２行で、まず義務教育扶助費補助金は、要保護児童の就学援助費及び特別支援教育就学奨励費が補助対象で、補助率は就学援助費が２分の１、特別支援教育就学奨励費は２分の１以内でございます。

次のへき地教育整備補助金は、へき地の小学校の各種健康診断時の医師等の派遣及び心臓検診委託料にかかるもの、スクールバス等購入費及び高度へき地修学旅行費が補助対象で、補助率は医師等派遣が２分の１、心臓検診委託が３分の１、スクールバス等購入費及び高度へき地修学旅行費が２分の１でございます。

３７ページをお開きください。

同じく２節中学校費補助金ですが、学校教育課分は備考欄の下２行でございます。

まず、義務教育扶助費補助金は、要保護生徒の就学援助費及び特別支援教育就学奨励費が補助対象で、補助率は就学援助費が２分の１、特別支援教育就学奨励費は２分の１以内でございます。

次に、へき地教育整備補助金は、へき地の中学校の心臓検診委託料と高度へき地修学旅行費が補助対象で、補助率は心臓検診委託料が３分の１、高度へき地修学旅行費が２分の１でございます。

同じく３節幼稚園費補助金は、就園奨励費補助金で、学校教育課分は１行目の公立幼稚園分です。補助率は３分の１以内となっております。

同じく６節教育総務費補助金は、学校教育課分は下の理科教育設備整備費等補助金で、補助率は３分の１でございます。

同じく３項５目教育費委託金、２節教育総務費委託金は、学校運営協議会制度導入研究事業委託金で、平成２５年度から実施しているコミュニティスクール導入研究のための事業であり、事業にかかる経費全額が国の委託金でございます。

４３ページをお開きください。

１６款２項３目衛生費補助金、１節保健衛生費補助金は、学校教育課分は下から２行目の鹿児島県地域振興推進事業補助金で、フッ化物応用普及啓発事業に要する分でございます。補助率は補

助対象経費の2分の1でございます。

47ページをお開きください。

同じく8目教育費補助金、1節教育総務費補助金は、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金で、鹿島地域のウミネコ留学制度事業にかかる分でございます。補助率は補助対象経費の70%でございます。

51ページをお開きください。

同じく、3項7目教育費委託金の1節教育総務費委託金の学校教育課分は備考欄の2行目、がんの教育総合支援事業委託金で、これは平成26年度の新規事業であり、対象経費の全額が県の委託金でございます。

同じく2節小学校費委託金は、発達障害理解推進拠点事業委託金で、発達障害に関する教職員の専門性向上のための事業で、全額が県の委託金でございます。

同じく3節スクールソーシャルワーカー活用事業委託金は、事業経費全額が県の委託金でございます。

57ページをお開きください。

18款1項8目教育費寄附金、1節教育費寄附金の学校教育課分は、備考欄の真ん中で福岡在住の元ウミネコ留学生の保護者からの寄附金を受け入れたものでございます。

73ページをお開きください。

21款5項4目雑入、1節雑入で、学校教育課分は上の2件目からの6件でございます。

まず、JET傷害保険料負担金返納金は、中途退職したJETプログラムのALTに係る傷害保険料負担金の返納金でございます。預かり保育料は、甑島地域、私立幼稚園4園での預かり保育事業にかかるものでございます。

電気料実費収入金は、川内学校給食センターの飲料水自販機電気代の実費収入金です。

建物共済災害共済金は、台風災害による下甑学校給食センターの屋根補修等にかかる建物共済災害共済金でございます。

自動車損害賠償受入金は、川内学校給食センターの給食配送車の事故にかかるものでございます。

日本スポーツ振興センター給付金は、学校でのけが等に対する災害給付金でございます。

次に、財産に関する調書について御説明いたします。383ページをお開きください。

重要物品のうち左側の表の7番目、車両類の決算年度中増減高の増28台のうちの1台が学校教育課分でございます。車両の老朽化に伴う手打小学校スクールバスの購入でございます。

以上で学校教育課に係る決算の説明を終わります。よろしく御審査賜り、御指導くださいますようお願い申し上げます。

**○委員長（持原秀行）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑を願います。

**○委員（今塩屋裕一）** 倉野小学校と寄田小学校のプールの解体事業なんですけど、寄田小学校は特に民間が借り上げたいということだというお話もありまして、プールも全体的に校舎、グラウンドも全部含めてじゃなかったかなと思ひまして、何かプールに関する例えば危険度とか、例えば子どもたちが落ちたりするのとか、そういったお話とか、そのほかに廃校になった学校は多々あるんですけど、もうプールは全部解体していくのか、そういった今後の考え方、民間譲渡するのはどこまでされるのか、もしわかれれば教えてもらいたいのと。

あと2点ほど、小・中学校の校舎、そして体育館など特に老朽化してるとこなんかもあるんですけど、太陽光パネルを今据えてるんですけど。こういったところが今小・中学校どんだけあるのかというのと。

あと決算書の180ページの心の教室相談員配置事業で、これ大体何名ぐらいなのかをちょっと教えてもらえればと思います。

以上、3点です。

**○学校教育課長（原之園健児）** 心の教室相談員配置事業の件でございますが、相談員は7校に5人配置をしてございまして、相談の件数は544件でございます。

**○教育総務課長（鮫島芳文）** 学校のプールについてでございますけども、寄田小学校につきましては実際民間のNPO法人のほうが一応借りる契約を、そしてお金の支払いをされてるんですけど、実際は有料老人ホームとしての活用はされてないというのが実情です。（「プールは借りてない」と呼ぶ者あり）

はい。プールは借りずに校舎と一部駐車スペースの校庭のみをお借りされてるという状況にございます。

それと、あとプールについての解体については、プールの水は現在全部閉校になったらはかしてる状況なんですけども、やはり地域に住む子どもたちがプールに上って、そのまま倒れてプールの中に入ったりするという危険がありますので、予算がつく範囲内でできれば解体をしていきたいというふうには考えております。今回寄田小と倉野小については解体させていただいたという形でございます。

あと、今後の閉校した学校を活用するに当たっては、プールはどちらかというと邪魔といいますか、ないほうが校庭も広く使えますので、そういう面の活用法という面ではやはりプールの解体をしたほうが危険性とかそういうのも含めて解体ができるものについては、予算がつけばやっていきたいというふうに考えているところでございます。

それと、太陽光の設置状況については、専門職が回答いたします。

**○専門職（上口憲一）** 太陽光パネルにつきまして説明いたします。

平成19年から平成21年までのエネルギー支援事業といたしまして、1キロワットの質力のものを6校、それと平成22年度に10キロワットのを10校、それと平成23年度に5キロワットを1校ということで、合計17校の学校に太陽光パネルを設置しております。

それと、学校の屋根を利用しまして、屋根貸しというものがあまして、これが3校ございます。

以上です。

**○委員（今塩屋裕一）** プールは危険度がある、校庭も広く使えるという報告も今あったんですけど。中には何か研究所を通じて、例えば鹿児島の方は藻を育てて燃料にするとか、それがプールで使っている、試験的なのもあったんですけど。そういったので今後外部というか民間の方がプールを使ってというお話等起きたら解体しないで、けどもそれはやっぱり予算がつけば押し切って解体していくのか、今後の流れとしてはどうお考えでしょうか。

**○教育総務課長（鮫島芳文）** 今のところ財産については、ほとんど財産活用推進課のほうに今後移管していく形になりますけども、基本的には財産活用推進課との話の中では、プールを解体できるものについては解体してもらいたいというふうな形でこちらのほうも考えているところ。

ただ、今の段階でいろんなところから、プールを活用した活用という話があれば当然、プールについては残していくということは考えていきたいというふうに考えております。

**○委員（井上勝博）** 附属書の147ページで就学援助のことなんですけど、小学校の場合は準要保護に615人なんですけど、修学旅行補助金については22人ということで、かなり今修学旅行補助金が少ないなど。準要保護の方が多い割に少ないなど。これ小・中学校同じように言えるわけですが、この修学旅行補助金というのは、やっぱりどういう基準というか、準要保護であれば補助金もらえないものなのかどうかということをお尋ねしたいんですけど。

**○学校教育課長（原之園健児）** そこに掲載してございます就学援助費の支援の人員の数と、この修学旅行補助金と書いてあることは就学援助とはここは別なことございまして、甑島の小学生、中学生が修学旅行に行くときの補助金でございます。実際に就学援助費の中にも修学旅行に対する補助等は含まれているところでございます。

**○委員（井上勝博）** わかりました。そうすると、この就学援助費の中に修学旅行の援助費というのが入っているというふうに理解していいですか、わかりました。

それと、決算書の182ページと186ページ、小・中学校の備品と修繕費用なんですけど、それぞれが予算ではどのぐらい設けてあつて結果として、決算はここに書いてあるわけなんですけど、それぞれ予算がどのぐらいあつたのかというのをありますか、わかりますか。

**○教育総務課長（鮫島芳文）** 済みません、181ページの2目小学校費1目小学校管理費を見ていただきたいと思いますけど、ここに書いてあります18節の備品購入費でございますけれども、ここにありましており備品購入費につきましては2,158万円の予算がございまして、支出が2,155万8,917円支出しているという状況に、ここに決算書に書いてあるとおり予算額と支出額が記載されているもの、こちらをごらんいただければと思います。

**○委員（井上勝博）** 要するに予算を使い切っているという認識でよろしいんですか。

**○教育総務課長（鮫島芳文）** 今の委員の言われましたとおり予算につきましては、年度最終3月

になりましたら各学校配当予算が余ってといいま  
すか使わない分もあります。それについては有効  
活用ということで、ほかのところの学校に予算を  
回す形で、できるだけその年度の中で執行するよ  
うにいたしているところでございます。

**○委員（井上勝博）** なかなか学校現場では備品  
が少ないとか、修繕ができないとかという声があ  
る割にどういうことなのか、いまだに不思議でな  
らないので、いつも不用額もかなり多く残ってき  
ますので、やっぱりよく聞きますよ、備品が足り  
ないということは、それから修繕もできていませ  
んということは。それで、ちょっとこのやっぱり  
学校が使いやすいやり方をしていただきたいなと  
いうふうに思っております。今はこの程度しか言  
いません。

次に、伺いたいのは、東郷の小中一貫校につい  
てなんですが、この小中一貫校かなりのお金を使  
ってつくるわけですが、最大のメリットと  
いう点では中一ギャップというふうに聞いている  
んですけども、それはそれでこれが最大の動機と  
いうことで理解してよろしいんですか。

**○学校教育課長（原之園健児）** 小中一貫教育を  
通しまして9年間を子どもたちにきめ細やかな指  
導をするためには、やはり同じ敷地内に一体型の  
ところで教育を受ける、これまで連携型を今やっ  
ているところですが、そこには学校の数であった  
り距離であったりする課題等もございますので、  
そこら辺の解消ができることによって、小学校か  
ら中学校への移行がスムーズにできるものと考え  
ております。

**○委員長（持原秀行）** 決算のほうについて。整  
理して言ってください。

**○委員（井上勝博）** 今全国的にそういう小中一  
貫教育で特に義務教育学校ということで、きのう  
そういう説明があったわけですが、ただ非常  
に華々しく登場してるんだけど、しかし本  
当に中一ギャップというのは存在するんだろうか  
ということで、文部科学省国立教育政策研究所が  
発行しているパンフレットの中に、中一ギャップ  
の真実には中一ギャップという明確な定義はなく、  
その前提となっている事実認識も客観的事実と言  
い切れないと書いてあるということで、本当にそ  
ういう教育効果というのが認められるのかどうか  
ということについて、検証が十分なのかどうかと  
いうことが私はどうもまだすっきりいえない部分

がありまして、その点で文部科学省国立教育政策  
研究所というところが出してるわけですから、そ  
の辺のことは御存じかなということなんですけど、  
どうでしょうか。

**○学校教育課長（原之園健児）** 今回の義務教育  
学校については文部科学省のほうからもそれぞれ  
通知文が出ていまして、今委員がおっしゃったよ  
うな中一ギャップのデータ等も出ておりますので、  
その件につきましては12月議会のほうに資料と  
して提出をしたいと思います。

以上でございます。

**○委員長（持原秀行）** ほかにありませんか。

**○委員（福元光一）** 離島高校生就学支援事業に  
についてお伺いいたします。方向性としては甑島を  
宝の島として今進んでいるわけですが、離島高  
校生就学支援事業の金額をもう少しふやしてくれ  
という意見はないのか。これから甑島に若い人た  
ちが住むということは子どもたちがおるというこ  
とですから、やはり月割りに計算すると27名で、  
1人当たり1カ月6,000円ぐらいですよ。そう  
いう声はないですか、親からもうちょっとふやし  
てくれということは。

**○教育総務課長（鮫島芳文）** 離島高校生就学支  
援費につきましては、現在対象が72名ございま  
して、月々、原則として2万円掛けるの12カ月  
の、年に24万円ですので、そこそ親御さんの  
就学支援の支援金という形にはなっているという  
ふうに教育委員会としては考えているところでご  
ざいます。

**○委員（福元光一）** 済みません、私は3年間で  
計算したもんですから、3年間でしたらこれぐら  
いだなと思って、1年、1年、これだけですか。  
そしたら2万幾らになるということです。この効  
果は、子育ての人たちにとって果たして効果があ  
るのかないのか。もう自然に子育ての人たちがい  
なくなる状態で、このぐらいの金額でやっていく  
のか、これからまだどんどん子育ての人たちをふ  
やすために目的を持ってやっておられるのか、そ  
こをお伺いいたします。

**○教育総務課長（鮫島芳文）** 一応、この支援金  
につきましては、実際高校生の子どもを持つて  
る親御さんの経済的な負担を軽減するという形での  
助成制度ですので、とりあえず高校生の子どもが  
いる人たちのためには、今後もやっぱり続けてい  
く必要性は、経済的な負担をかけさせないという



面では必要かなというふうに思っているところです。

○委員（福元光一）その趣旨はわかるんですけど、やはりこれから甑島に人口をふやそうという目的も持ってするには、これから甑島に住んでみようかなという人たちのために、あそこに住んだらここを就学のときにはこういう支援があるという目的も少し持って、これからまた予算づけとかそういうのをやっていただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

○教育部長（中川 清）今、この就学支援については課長が申し上げましたとおり、経済的な支援ということでやっております。全体的な子育ての支援であったり、雇用の部分というのは、現在総合戦略、いわゆる地方創生の議論の中でも、また今後そういったことも検討していくことになると思います。

この教育委員会ということじゃなくて、甑島全体の雇用を創出、それがひいては子どもが生まれ、次の時代になっていくという仕組みづくりは大きな仕組みの中で議論していく予定でございます。

以上でございます。

○委員（徳永武次）ちょっと教えてください、就学援助の準要保護の認定の件で。保護者の申請があつて、学校に申請があつて、民生委員とかいろんな方々が審査があつて、そして所得証明とかそういうのも出すんですか、ちょっと教えてください。

○学校教育課長（原之園健児）収入等も加味しますので、添付して出していただいている状況ですが、詳細についてはグループ長に答えさせます。

○主幹兼学事グループ長（松田啓美）就学援助の申請につきましては、今徳永委員がおっしゃったように保護者が学校長に申請をして、学校長がそれを取りまとめて内診をするという段取りになります。そのときに所得を確認するための挙証書類として所得証明書の添付をお願いしているところです。

ただ、来年度以降につきましては、こちらのほうで税のデータはわかるということなので、申請書のほうに、保護者のほうにその税のデータを使用して構わないという同意を書く欄をつくった上で、来年からは所得証明の添付は求めないというふうな方向で考えております。

以上です。

○委員（徳永武次）例えば、主に母子家庭とかいろいろあられると思うんですけど、親御さんと一緒に住んでいらっしゃるのか、そういうのは認定の基準にどうなるんですか。

○主幹兼学事グループ長（松田啓美）一応生計同一というのが世帯ということになりますので、三世帯同居の場合にはその親御さん、子どもさんから見た場合の祖父母の収入も見えていくという形になります。

以上です。

○委員（徳永武次）ということは、やっぱり所得のあれは要るんじゃないですか。

○主幹兼学事グループ長（松田啓美）そちらのほうも含めて税務課の税のデータを使用するということができますので、所得証明書の提出は必要ないということになります。

以上です。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

○委員（井上勝博）ちょっとこの東郷地域義務教育学校は、学校区についてはどういうふうに考えているのか、東郷地域全体を学校区ということで考えるのか。何か例えば大阪では特別だからということで、この義務教育学校については学校区を設けない、つまりどこからでも入れるというようなことをしたら……。

○委員長（持原秀行）井上委員、済みません、それるんですよ。ほかのを。……

○委員（井上勝博）それだけ1点、そのぐらいはだめですか。

○委員長（持原秀行）はい。決算に関係ないですから。

ほかに。

○委員（佃 昌樹）直接計数的な問題じゃないんですが、附属書の145ページ、英語力向上プランの中で、薩摩川内市が特別に検定を実施していることになっていると思うんですが、これのいろんなデータを示していただきました。英語助手の問題とか146ページには検定の受験状況とか、そういったものが出ているんですが、これを見ると3級の合格者というのも多いんだというふうに思います。

そこで、独自に英語検定の受験費を市で負担をしているわけですが、これについてどの程度というんじゃないくて英語力向上が図られたのかどうか。というのは、大体普通だったら各地区の英語力を

比較する場合には地区別の入試結果というのを見たり何かして、その地区の教科の学力がどうなっているのかということ等について参考になっているわけですが。独自にやっている英語の検定試験、こういったことが英語力の向上につながっているのか、検証の材料として、その入試制度の中の英語の点数にこだわるわけじゃないけど、はね返りがきちっと見えるのかどうなのか、その辺のことについてちょっと聞かしてください。

○学校教育課長（原之園健児）英語検定の補助の件で、その成果はどうやって見るのかという御質問だと思うんですけど、実は高校入試のほうで北薩地区のデータしか私たちはわかりませんので、ほかの他市町も同じような取り組みをやっていると、その成果が見えるわけですが、薩摩川内市のみです。高校入試の中ではなかなか比較が難しいところがございます。

ただ、教研式NRT等の標準学力検査を毎年実施しておりますので、そちらの結果であったりとか県が行っております鹿児島県定着度調査の英語の結果等は参考にしながら、その成果の判断材料にさせていただいているところでございます。

○委員（佃 昌樹）どうなっているかということで、教育委員会がこれを参考にし、あれを参考にし、これを検証しますじゃなくて、結果としてどうなっていますかと聞いているんです。

○学校教育課長（原之園健児）一概に全ての学年で英語が全て順調に伸びているということは、なかなか申し上げにくいところではございますけれども、ことし4月に行われましたNRTにおきましては、中学校全体の英語の平均が昨年度よりも0.9ポイント標準学力検査が上がっているという結果は出ております。

○委員（佃 昌樹）きちっとした検証結果をやっぱり出して、本当に費用対効果としてまたは教育効果としてどの程度なのかということは、きちっと把握をする必要があるんじゃないかなというふうに思います。

そういった面では、非常に現場がいろいろな負担を抱えていますので、現場の負担にならないような検証をやっぱりしながら、我々にわかるようなデータも示していただきたいなと、そういうふうに思います。

以上です。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

○委員（井上勝博）附属書の144ページで、奨学金制度については給付型を今後拡充していくという説明だったわけですが、やはり今利子つきで大学を卒業すると500万とか600万とか700万とかいう借金を抱えた状態で卒業するというのが社会問題になっているわけですが、やっぱり給付型を大いに普及していく必要があると思うんですが、まだまだ数的には少ないような気がいたします。今後思い切った奨学金制度の給付型をふやしていくという点で、どの程度お考えなのかということをお尋ねしたいと思います。

○教育部長（中川 清）子育てについては、国におきましても奨学金の拡充というのと言われておりますが、なかなかまだ目に見えた制度設計というのが提示をされてございません。本市のほうで今現在考えておりますのはこの144ページ、いわゆる特別奨学基金、これが給付型になります。それから、その下の奨学資金貸付基金、これは貸付型になりますが、この給付型の基金は26年度末で1,374万円になってございます。

一方で、奨学資金の貸付金については1億9,675万4,000円の基金で、そのうち現金になります運用残高が、その二つ下になります年度末運用残高で1億6,332万円、なおかつ回収額が85万9,400円に対して償還額が869万7,000円、簡単に申し上げますと貸付のほうの応募はほとんど現在ございません。

結果としまして、私どもが今考えておりますのは、この奨学資金の貸付金の見直し、これをできないかというふうに考えております。今現在は教育委員会サイドでいわゆる高校に対する奨学金なんですけど、これを財源として大学まで拡充するような仕組みができないかというのを検討しているところでございます。

以上でございます。

○委員（井上勝博）学びたいという、ここにも書いてありますけども、能力があるにもかかわらず経済的理由により就学が困難な人というのはたくさんいらっしゃると思いますので、格差と貧困が広がっているというふうにも指摘されておりますので、大いに寄附型を拡充していただきたいというふうに思います。

以上です。

○教育部長（中川 清）寄附型の拡充というの

はおっしゃるとおりですが、一方で「学業が優秀である者」という条件もございますので、両方、簡単に申し上げますと生活がいわゆる困窮しているということと、能力があるにもかかわらずということがありますので、申請があれば全てが受けられるということではございませんので、その点は誤解のないようにお願いいたします。

○委員（帯田裕達）１点だけ。学校給食の給食費の未納、それからそれが全体の何％ぐらいになるのか教えてください。

○学校教育課長（原之園健児）これにつきましては、給食センター所長に答えさせます。

○主幹兼給食センター所長（山口隆雄）平成２６年度の給食費の収納の状況ですけれども、市内５センターの合計で現年度分が調定額４億３,９００万に對しまして未納額が２４４万６,０００円出ました。収納率にしまして９９.４４％あります。また、これに滞納繰越分が１,０３０万ほどありましたが、２６年度の収納が２１２万円で滞納繰越分の収納率が２０.５２％となっております。

以上です。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

以上で、教育総務課及び学校教育課の審査を終わります。御苦労さまでございました。

#### △文化課の審査

○委員長（持原秀行）次に、文化課の審査に入ります。

まず、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○教育部長（中川 清）文化課の決算概要等につきまして、附属書の１５１ページから説明をいたします。

文化課の決算額は３億１,１１６万９,０９９円で、主要施策の成果１で文化財の調査保存、整備及び活用では、甕島において発掘体験会や集中発掘会、化石講演会を開催。また、天辰寺前古墳公園や藤川天神の臥龍梅整備工事を実施。

２の清色城跡の保存整備では、散策道路等の整備を行い、市制１０周年事業としまして講演会等を実施しております。

３の入来麓伝統的建造物群保存地区の保存整備

におきましては、保存地区にかかわる修理修景事業や誘導案内板を設置をしております。

４、その他文化財に関することでは、旧増田家住宅等の指定管理による効率的な管理運営に努めております。

１５２ページをお願いします。５の芸術文化活動の推進におきましては、地域における文化的環境づくりを目指し、春の芸能祭薩摩国分寺秋の夕べ、市制１０周年記念歴史講演会や本年開催の国民文化祭のプレ大会などの文化事業を実施いたしました。

６の文化施設の整備と運営の充実におきましては、効率的な管理運営に努めるとともに、各施設の改修工事や歴史資料館、各郷土館、まごころ文学館では、資料収集や保存、展示、調査研究を行ったところであります。

以上でございます。

○委員長（持原秀行）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○文化課長（岩元ひとみ）初めに、歳出の説明をいたします。歳入歳出決算書の１８９ページをごらんください。

１０款教育費５項社会教育費２目文化振興費、予算額３億５,５７５万８,０００円に對しまして支出済額３億１,１１６万９,０９９円でございます。

初めに、事項、文化財保護事業費では、藤川天神臥竜梅、久留須梅保護対策事業委託等１１件、有印法印の墓整備工事２件、郷土芸能保存奨励補助金等４件が主なものでございます。

次に、事項、伝統的建造物群保存整備事業費では、国有形文化財指定記念碑建立設置業務委託等３件、入来麓誘導案内板設置工事費１件、伝統的建造物群保存地区保存補助金等２件が主なものでございます。

次に、事項、清色城跡保存整備事業費では、清色城に係る草刈り伐採業務委託が主なものでございます。

文化振興事業費では、薩摩国分寺秋の夕べ演出舞台制作業務等委託等９件、第３０回国民文化祭実行委員会負担金並びに市民まちづくり公社文化事業推進補助金等が主なものでございます。

次に、文化ホール管理費では、川内文化ホール並びに入来文化ホール、指定管理料が主なものでございます。

次に、文化ホール施設設備整備費では、川内文化ホール等空調設備改修工事設計業務委託並びに川内文化ホール天井改修等工事3件が主なものでございます。

次に、歴史資料館管理費では、川内歴史資料館等並びに下甕郷土館の指定管理料並びに入来郷土館図書館分館の燻蒸処理業務委託等9件が主なものでございます。

次に、川内まごころ文学館管理費では、川内まごころ文学館指定管理料が主なものでございます。

次に、恐竜化石活用事業費では、恐竜化石展の展示委託料が主なものでございます。

次に、天辰寺前古墳事業費では、天辰寺前古墳公園工事等8件が主なものでございます。

次に、藤川天神臥竜梅整備事業費では、藤川天神臥竜梅の木柵取りかえ工事と臥竜梅のシロアリ駆除業務委託が主なものでございます。

次に、旧増田家住宅等保存整備事業費では、旧増田家住宅等指定管理料が主なものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入を御説明いたしますので、23ページをごらんください。

14款使用料手数料1項使用料7目教育使用料4節社会教育使用料のうち、文化課分は調定額、収入済額ともに946万6,543円でございます。

主なものとしまして、川内文化ホール、入来文化ホールの使用料、川内歴史資料館、まごころ文学館等の入館料等が主なものでございます。

次に、37ページでございます。

15款国庫支出金2項国庫補助金8目教育費補助金、4節社会教育費補助金では、調定額5,056万2,000円で、収入済額3,999万4,000円となっております。

なお、1,056万8,000円につきましては収入未済額となっております。これにつきましては天辰寺前古墳の工事が延長になって繰り越しになった関係でございます。

内訳といたしましては、伝統的建造物群保存地区保存修理事業補助金、街なみ環境整備補助金、天然記念物再生事業補助金等が主なものとなっております。

次に、47ページでございます。

16款県支出金2項県補助金8目教育費補助金、4節社会教育費補助金では、調定額及び収入済額ともに380万2,000円となっております。内

訳といたしましては、国指定文化財事業補助金、伝統的建造物群補助金、特定離島ふるさとおこし推進事業費補助金、これは、トンボロ芸術村事業補助金等が主なものとなっております。

次に、51ページでございます。

3項県委託金7目教育費委託金、5節社会教育費委託金で、権限移譲事務委託金、調定額及び収入済額ともに11万8,000円でございます。これにつきましては文化財保護法第93条による埋蔵文化財の試掘調査17件にかかる県からの委託金でございます。

次に、61ページをお開きください。

21款諸収入5項雑入4目雑入、1節雑入のうち文化課分につきましては、調定額及び収入済額ともに154万3,834円となっております。主なものとしまして、文化財標準解説書等実費収入、川内文化ホール光熱水費、光熱料、川内まごころ文学館図録販売収入、各郷土史販売収入などが主なものとなっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

**○委員長（持原秀行）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑を願います。

**○委員（井上勝博）** ちょっとどこに決算額があるかなと思ってお尋ねするんですが、合併して非常に面積が大きくなって各地に文化財があります。この文化財の維持管理という点では、どこかの決算を見ればよろしいんですか。

**○文化課長（岩元ひとみ）** 済みません。文化財保護事業費をごらんください。

**○委員（井上勝博）** 文化財保護事業費は1,171万あるんですが、その中で委員報酬があったりとか藤川天神臥竜梅とか久留須梅とかいろいろあるわけです。ただ、各地に散らばっている文化財を維持管理する予算というか決算、どこに、どのぐらい規模であるものなのかということを知りたいんです。

**○文化課長（岩元ひとみ）** 失礼いたしました。文化財保護事業費の中に郷土芸能保存奨励補助金がございます。これは各地の国の指定から未指定までの郷土芸能に対しまして補助金を出して、まずこれが一つでございます。

あと、文化財の清掃の謝金をお支払いしております。指定の文化財に対しまして年に2回清掃謝

金ということでお支払いをしております。

以上でございます。

○委員（井上勝博）郷土芸能保存奨励補助金 203万円ということと、それから清掃委託というのはどこに書いてますか。

○文化課長（岩元ひとみ）清掃の関係につきましては、謝金でお支払いしておりますので報酬になります。（「報酬ですか」と呼ぶ者あり）  
報償費になります。

○委員（井上勝博）やっぱりたくさんあるので、結構予算をかけていかないと保存できないと思うんですが。やっぱり約3万円です、郷土芸能保存奨励補助金、これはこの中にはそういう文化財だけじゃなくて、恐らく芸能関係も全部含めてということになると思うんですけど、そうじゃないんですか。この中で例えば文化財を管理するという予算というのが203万円と考えてよろしいのですか。

○教育部長（中川 清）まず文化財は、基本的に所有者が保存するという建前がございます。ですから、市の所有であります旧増田家住宅でありましたり史跡でありましたりというものは、今の項目ではなくて違った項目でそれぞれ決算が計上されてございます。

今ほどございました有形、無形のうち無形文化財等については、今おっしゃいました郷土芸能の保存奨励補助金であったり清掃の謝金であったりというもので対応しております。

それから、今度は民間の方が所有をされて、国指定であったり県指定であったり市の指定あったりしますけども、これの補修工事につきましてはそれぞれの補助基準に基づいて整備をしていると。今回台風災害等で茅葺門についても予算を計上しておりますが、それもそういったルールで計上しているということで、その都度その必要性があったときに決算が出てまいりますので、絶えず経常的に出てくるものはこういったものであるというふうに御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。

○委員（福元光一）文化ホールの整備もされておるんですけど、もう少ししたら国民文化祭があるんですけど、文化ホールを使用される人数も多いわけですが、今文化ホールの整備は何%ぐらい進んでおるんですか。

○教育部長（中川 清）文化ホールの整備はということになりますけど、供用開始後50年近くたつてございますので、その都度改修をしていくということになります。これを例えばRC構造であると60年という通常の耐用年数があったりするわけですので、これをまた長寿命化するためには計画に基づいて整備をしていく必要がありますので、新しくつくってやるということでもありますので、長く使うためには絶えず手を入れていく必要があるというふうに考えておりますから、その進捗で何%というところではなくて、また1年やったら違うところはまた悪くなっていきますので、改修を続けていくということになってまいります。  
以上でございます。

○委員（福元光一）根本的に整備をやり直せということじゃなくて、国民文化祭にあわせて最低限必要な整備、それを伺っているところでございます。国民文化祭で文化ホールである催しを見に来られた人に最低限必要な整備をしてないと。やはり薩摩川内市の文化ホールって、こんなところかということになりますから、その整備はどのぐらい進んでおるかということです。

○教育部長（中川 清）国民文化祭は今年度の事業になりますので、平成26年度決算とは直接は関係はございませんが、先ほど申し上げました改修については、例えば10年間の計画の中でこの地区はこの改修をしていくという、建屋以外のいわゆる内装については大体の基準ですが20年というのがありますので、この20年サイクルによって改修していくと。ただ、今年度国民文化祭があるというのはわかっておりましたので、それに向けての改修が進んでおりますし、一部これは平成27年度事業になりますけども、一部それに向けての処理もしたところでございます。一応国民文化祭に向けての改修は終わっているというふうに理解しております。

○委員（福元光一）よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

以上で文化課の審査を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩します。

~~~~~  
午後2時6分休憩  
~~~~~

午後2時6分開議

~~~~~

○委員長（持原秀行）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△総務課の審査

○委員長（持原秀行）次に、総務課の審査に入ります。まず決算の概要について部長の説明を求めます。

○総務部長（今吉俊郎）総務部の審査をよろしくお願いいたします。

まず、総務課の概要を説明申し上げます。決算付属書の主要成果の主要施策の成果は5ページから8ページになります。総務課は総務部の総括課でもございます。

まず、臨時給与等に関する事項としまして、職員の採用、退職を含め、さまざまな行政課題に対応するため、職員の配置、調整、人事異動を行いました。平成26年度は6次産業化、新エネルギー対策、就農対策等の重要施策推進に対応した職員配置を行ったところでございます。

職員の資質の向上や公務の率の向上等につきましては、国、県や関係機関へ職員を派遣するとともに、自治大学校研修や職務別研修など各種研修を行っております。新規派遣としまして観光施策の充実のため、鹿児島県鹿児島PR課及び福岡事務所で各1名派遣したところです。昨年度は、市政施行10周年を記念しまして、各課多くの記念事業を実施いたしました。総務課としましては、事務局としてメインとなる記念式典を初め、松岡修造のテニスパーク、市民が主体となりました市民提案10周年記念事業補助金の3事業を実施し、いずれも盛況のうちに終えることができました。

福利厚生では、職員の健康管理のため、健康診断や人間ドッグを推奨するとともに、メンタル相談のほか人事異動職員や長時間の時間外勤務職員の面接、相談など心身両面の健康保持増進に努めております。

総務課におきましては、各種市民ニーズに対応できる人材育成に努めるとともに、服務規律の確保を基本とし、また職員の健康管理に配慮するなど人事行政の面から市政推進に努め、市民福祉の向上につなげてまいりたいと考えます。

以上が、総務課の概要でございます。決算の概要につきましては、課長から説明いたさせますの

で、よろしくお願いいたします。

○委員長（持原秀行）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○総務課長（田代健一）それでは、決算の内容について御説明いたします。

まず、歳出について説明いたしますので、決算書の81ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち総務課分の支出済額は26億145万1,520円でございます。それでは、備考欄で御説明をいたします。事項総務一般管理費では、樋脇支所、祁答院支所、管内の出張所業務嘱託員等7名及び育児休業職員等の代替嘱託員4名の報酬を初め、特別職3人分及び職員180人分の給与費及び社会保険料などの人件費と公務災害補償基金負担金、職員児童手当システム更改業務等の委託料、派遣職員の住宅借り上げ、賃借料及び人事交流に伴います職員5人分の人件費相当額の負担金が主なものとなっております。

例年ない支出といたしましては、部長からございましたが、市政施行10周年記念事業関連経費といたしまして、シンボル事業の松岡修造のテニスパーク及び記念式典開催時の駐車場誘導警備委託料、新提案10周年記念補助金発券の助成などがございました。詳細につきましては、決算の付属書の7ページから8ページのほうに記載しております。

また、27節公課費の453万9,713円は、昨年12月の本委員会で御報告いたしました源泉徴収漏れにかかる追加の分でございますが、このあと歳入の中でも改めて説明をさせていただきます。

次のページお開きいただきまして、中段ほど事項、職員厚生事業費ですが、主な支出としては、産業医としてお願いしております福山医院の福山先生、精神保健相談医としてお願いしているKメンタルクリニックの岩川先生などへの報酬を初め、職員健康診断や甕島の診療所における予防接種業務の委託料、職員厚生会への負担金の支出が主なものでございます。

以上で、一般管理費の説明を終わります。

続きまして、93ページ飛びますがお開きください。10目恩給及び退職年金費の支出済額は61万7,290円です。本事業は、旧町村職員に対します旧恩給組合への市町村負担金の支払いと

なっております。

以上で歳出を終わりました、次に歳入を御説明いたしますので、57ページをお開きください。

18款1項1目、1節の総務管理費寄附金で、市政施行10周年のお祝いとして信和精工株式会社代表取締役社長上茂信夫様からいただいたものでございます。

次に、61ページ、21款5項4目、1節雑入で源泉徴収所得税徴収金は、昨年全国的に問題となりました、個人事業主に対する業務委託等に係る源泉徴収漏れについての徴収金です。内容につきましては、昨年の12月の総務文教委員会資料で御報告いたしたとおりでございますが、概略を再度御説明いたしますと、平成22年からの過去約5年間、10事業所100件、423万6,613円の源泉徴収不足額について該当事業所から全額を納付いただいたものでございます。これに係る延滞税及び不能不加算税30万3,100円あわせた合計453万9,713円が、先ほど歳出せ御説明した公課費の追加の分となっております。

雑入につきましては、このほか例年と同様公務災害補償負担金や職員手当などの各種経費の返納金と県や地方自治情報センター等への人事交流に伴います職員研修派遣経費の受け入れ、収入などがございました。収入未済額についてはございません。

以上で、総務課に係ります決算についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

**○委員長（持原秀行）**ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）**附属書の9ページです、職員の健康管理に関すること、ことということで、これはいつも指摘はされていると思うんですが、受診率が56.3%ということでこんなに低かったかなと思うんですが、その総合判定を見ると、異常なしが15.4%であとはみんな何かあるという感じで、非常に職員の健康状態っていう点ではよくないんじゃないかなと思うんですが、この受診率が低い原因ちゅうのは、やっぱり受診する時間が余裕がないとかそういうことなんでしょうか。

**○総務課長（田代健一）**まず受診率でございますけれども、一昨年は59.4%で昨年度が56.3%、附属書に記載のとおりでございますけ

れども、こちらのでござんいただきたいのが、未受診者のほうが471名ございますけれども、未受診の理由の欄で人間ドッグのほうが434名おります。人間ドッグのほうで未受診者のうちの大半は受診をしているということで、重複受診、内容的には人間ドッグのほうが多くの検査項目のほうがあるので、こちらのほうを受診される方のほうがふえてきているといったような状況がございます。

その他の分での受診される人が24名、病休により受けられなかった方が1名、産休、育休が2名で、ここのその他というのが実質的に何らかの形で健康診断をその年全く受けていらっしゃらない方ということになります。

衛生管理者を中心といたしまして、ここの数を減らすべく毎年努力をしているところでございまして、このうちで2年連続して全く受けていないといったような職員のほうはいないところでございますけれども、やはり健康管理という面では、毎年きちっと受診をしていただくということが必要ですので、ここの数字がゼロになるように努力してまいりたいと考えてるところでございます。

また、総合判定の中で異常なしといったほうが94名15.4%ということで、その他が何らかが要観察、要精密、要医療治療中の欄に大半が入ってしまうという状況がございますけれども、この数字がよいのか悪いのかというのにつきましては、全国的な比較をする上で、要精密3と要医療治療中の4の部分をくくりまして、要所見率というそうなんですけれども、こちらのほうが43.5%になります。全国的な傾向を見ますと、平成26年度の数値では全国で53.2%、うち官公署では62.1%が要所見があるという状況のようでございます。県では52.9%ということで、ここの要所見率に当たります3要精密、4の要医療治療中という部分を比較いたしますと、本市の状況っていうのはそこまでは悪くないってことが言えるかと思いますが、いずれにしましても1の状況というのが健康で何ら問題がない、健康上の問題がないという状況でございますので、ここの数字を引き上げるよう早目の受診で早期発見、早期治療等が行えるような体制をとってまいりたいと考えております。

**○委員（井上勝博）**それと、嘱託員と臨時職員については、何らかの退職手当とかそういうのは

出しているのでしょうか。

○総務課長（田代健一） 嘱託員、臨時職員につきましては、退職手当に相当するものはございません。

○委員（井上勝博） ただ、去年の7月ですね、総務省から臨時非常勤職員及び任期つき職員の任用等についてという通知の中で、適切な手当などを出すことを奨励する通知が出されていると思いますが、この点については何か受けとめられてどうするっていうものはあるんですか。

○総務課長（田代健一） 非常勤職員の処遇改善につきましては、一例をあげますと通勤手当については、通勤を行う分についての必要な経費のほうについて手当を支給しなければならないということで、県内の状況等を見きわめながら、今後適正に対応していく必要があるのかというふうに考えております。退職手当等につきましては、は非常勤職員の性格上、今のところは考えていないところでございます。

○委員長（持原秀行） ほかにありませんか。

○委員（福元光一） 部長にお伺いいたします。職員研修ということで職員の資質の向上を目的に行われているわけで、この研修の内容っていうのをまず教えてください。

○総務部長（今吉俊郎） 具体的な研修の内容につきまして御質問です。

不足する点は、課長以下に答弁させることをお許しください。まずもって庁内であります職場の研修というものもありますし、あるいは研修センターに7ページに記載のとおり県の自治研修センターに委託して実施する研修等もあります。

それなりには、地方自治法のいろはから、あるいは、接遇の関係あるいは今ほど出ました健康管理のいわゆるメンタル予防の関係とか、人権の関係とかいろいろな分野でもって、研修のカリキュラムが組まれております。特に庁舎内で実施します研修は、ちょっと独特と思っているんですけども、副市長もしくは部長級の経験談をもとに、若手職員に対する話をすることによって、仕事の心構えとか、あるいは人間関係の築き方とかあるいはやはり大事な接遇の関係で市民との接し方における大事な点といったようなものを繰り返し、繰り返し研修しているところでございます。

以上です。

○委員（福元光一） 今、地方自治法のいろはか

ら研修の内容があるということだったんですけど、具体的にそのいろはの内容まではお聞きしませんが、やはりその中には、市民のプライバシーを守るといふそういう研修を、公務員ですからいろんな内容がわかるわけですね、市民の、それを守るといふ研修も入ってるんですか。

○総務部長（今吉俊郎） 入っております。

○委員長（持原秀行） よろしいですか。質疑は尽きたと認めます。

以上で、総務課の審査を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △秘書室の審査

○委員長（持原秀行） 次に、秘書室の審査の審査に入ります。まず概要について、部長の説明を求めます。

○総務部長（今吉俊郎） 秘書室概要を説明申し上げます。

決算附属書の主要施策の成果は、10ページから13ページになります。秘書室は市長並びに両副市長の秘書及び渉外業務を初め、式典儀式、報償、及び交際に関する事務、市政に関する国会及び各省庁との総合的な連絡調整、市長会など各加入団体による国、県等への陳情、要望活動など主な業務としております。

その成果が、先ほど言いました10ページから13ページの調書のとおりでございます。

また、平成26年度に特筆すべきこととしまして、市政施行後初めて2名の方に名誉市民の称号を寄与、贈呈いたしましたところです。今後、これまで以上に市長、両副市長の効率的で的確な行動日程や各種調整などに努めてまいりたいと存じます。

以上が、秘書室の概要です。決算の概要につきましては、室長から説明させます。よろしくお願いいたします。

○委員長（持原秀行） 次に、決算概要について当局の説明を求めます。

○秘書室長（鬼塚雅之） 秘書室でございます。

平成26年度の決算概要について御説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、歳出であります。決算書の83ページをお開きください。

2款1項2目秘書広報費のうち、秘書室の事業は三つ該当します。一つ目は、秘書管理費



1,202万664円、二つ目はページをめくりまして中ほどにあります市民表彰費54万5,075円、三つ目は名誉市民表彰費122万2,886円、合計の1,378万8,625円となっております。

秘書管理費においては、行政事務嘱託員報酬一人及び、報酬に係る社会保険料のほか市長賞や叙勲、褒章、受賞記念祝賀会に係る記念品代、市長会等の会議、各種行事、陳情、要望等に係る3役及び随行者の旅費、会議、慶祝等に係る交際費、市庁舎借り上げ料、全国市町会分担金を初めとする加入団体負担金及び会議等出席負担金が主な支出でございます。

次に、市民表彰費においては、市民表彰式の実施にかかる経費、そして名誉市民表彰費においては、名誉市民表彰式の実施にかかる経費と名誉市民賞、名誉市民賞状の作成経費が主な支出でございます。

歳入につきましては、秘書室分は該当がございません。

以上で、秘書室に関する決算概要の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。よろしいですか。

○委員（井上勝博）名誉市民表彰費122万2,886円、うち備品が5万8,968円ということで、写真が今回肖像写真ということで飾られているわけですが、意外に備品そのものはそんなに高くないと思ったんですが、この122万という大きな使い道というのはどういうものになっているんですか。

○秘書室長（鬼塚雅之）それでは、主なものは名誉市民につきましては、勲章といいますか、勲章の正章と略章、名誉市民賞というんですけれども、2組、それが56万6,000、約半分程度を占めております。そのほか表彰式のときに使いました印刷製本費、名誉市民賞の輝く功績を示した、その分の印刷費が約20万、19万4,400円、以上が主な経費でございます。

以上です。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。

○委員（井上勝博）なし。

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

以上で、秘書室の審査を終わります。御苦労さまでした。

#### △文書法制室の審査

○委員長（持原秀行）次に、文書法制室の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○総務部長（今吉俊郎）文書法制室の概要を説明申し上げます。

決算附属書の主要施策の成果は14ページから16ページになります。文書法制室は、文書の送達、浄書等に関する事、議案、条例等の審査、調整、固定資産評価審査委員会に関する事、及び情報公開、個人情報保護等に関する事務を担当しております。

その処理状況等につきましては、それぞれ表にお示ししているとおりでございます。このほか各課におきます行政課題に関し、法律的な解釈、考え方等の指導業務にも携わっております。

以上が、文書法制室の概要であります。決算の概要につきましては、室長から説明させます。よろしく願います。

○委員長（持原秀行）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○文書法制室長（堀ノ内孝）よろしく願います。文書法制室所管に係ります、平成26年度決算につきまして説明いたします。

まず、歳出から御説明いたします。決算書の83ページをお開きください。

2款1項2目秘書広報費の支出済額1億4,003万6,510円のうち、文書法制室分は8,300万1,891円であります。備考欄下から6行目をごらんください。文書行政一般事務費の主な内容について御説明いたします。1番下の郵便料ですが、郵便料は文書の発送にかかるもので、本庁及び支所からの発送分並びに本庁支所間での発送分であります。

なお、12節役務費の不用額が881万9,852円ございますが、このうち文書行政一般事務費に係るものが858万7,630円となっております。郵便料の執行残によるものでございます。

次のページをお開きください。電子複写機等賃借料は、コピー機や印刷機等のOA機器の賃借料です。

続きまして、情報公開事務費でございます。文書整理用のファイルと保存箱は公文書管理用の紙ファイルと段ボール製の保存箱を購入したものです。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、27ページをお開きください。

14款2項1目総務手数料ですが備考欄の中ほどが、文書法制室所管分で、情報公開開示請求手数料で、平成24年度から情報公開条例が改正されまして、株式会社等が開示請求される場合は1件につき1,000円の手数料を徴収することとなりましたので、その手数料収入でございます。

続きまして、63ページをお開きください。

21款5項4目雑入の備考欄、上から5行目が文書法制室所管分で、コピー代の実費収入金でございますが、情報公開分と情報公開請求によらない通常分がございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）64ページ、コピー代実費収入で、情報公開分ではない収入と情報公開分があると。結構情報公開があったと思うんですけども、ごめんなさい、このコピー代っていうのは1枚幾らでやってるわけですか。

○文書法制室長（堀ノ内孝）1枚A4は10円でございます。

○委員（井上勝博）わかりました。1回ちょっと聞き損なったんで、この情報公開分でないっていうのはこれどういう意味でしたっけ。

○総務課文書法制室長（堀ノ内孝）任意提供分ですとか情報公開請求によらない分でコピーを求められた場合に、1枚10円っていうような形で徴収いたしているところでございます。

○委員長（持原秀行）よろしいですね。じゃ質疑は尽きたと認めます。

以上で、文書法制室の審査を終わります。御苦労さまでした。

〔「休憩するけ」、「どこまで」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）委員の方にお諮りしますが、今時間が十分早まっておりますので、予定としては今の文書法制室までだったんですが、いかがでしょうか、伸ばしてよろしいでしょうか。

それでは、一応ここで休憩をします。再開はおおむね14時50分とします。

~~~~~

午後2時36分休憩

~~~~~

午後2時50分開議

~~~~~

○委員長（持原秀行）休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本日は財政課までということで計画しておりますのでよろしいですね。

△財政課の審査

○委員長（持原秀行）それでは、財政課の審査に入ります。それでは、決算の概要について部長の説明を求めます。

○総務部長（今吉俊郎）財政課の概要を説明申し上げます。

決算附属書の主要施策の成果は、17ページと18ページになります。財政課は予算編成、決算認定に関する業務のほか、市債の借り入れ償還、地方交付税財務書類等の作成等の業務を実施しております。その編成状況、市債の残高等につきましては、17ページ、18ページにお示ししておりますとおりでございます。特に平成26年度の主な点につきましては、本年度から普通交付税の段階的削減に対応するため、そのため作成しました財政運営プログラムの取り組みにつきまして、引き続き予算に反映したところです。

なお、平成26年度決算時点では、積立金、地方債残高などにおきまして、財政運営プログラムの財政見通しの水準を上回っているものと判断いたしております。

今後におきましても、引き続き財政運営プログラムを着実に実行するため、事業見直しの推進を把握し、予算に反映するとともに、年次ごとの発生状況を分析し、その結果を次年度以降の取り組みに反映していくこととしております。

以上が、財政課の概要であります。決算につきましては、課長から説明させます。よろしくお願いいたします。

○委員長（持原秀行）次に、決算内容について当局の説明を求めます。

○財政課長（今井功司）それでは、財政課関係の平成26年度歳入、歳出決算の概要について御

説明いたします。

まず、歳出になります。決算書を御準備いただきたいと思います。歳入歳出決算書 85 ページを  
ごらんください。

2 款 1 項 3 目財政管理費でございますが、全額  
財政課執行分であり、執行済額は 6 2 9 万  
2,097 円となっております。支出の主なものは、  
備考欄に記載してございます。決算書、予算書の  
印刷、統合内部システム、これは財務会計処理の  
試しシステムでございますが、そのシステムにか  
かります補修委託でございます。

次に、同ページの同項 5 目財産管理費のうち、  
財政課執行分の執行済額は 1 0 億 8,251 万  
9,000 円で、支出の主なものは備考欄にも記載  
してございますとおり、財政調整基金及び減災基  
金の 2 基金に係ります積立金であります。

次に、203 ページでございます。12 款 1 項  
公債費でございますが、1 目元金の支出済額  
62 億 8,013 万 9,414 円で、2 目利子の支  
出済額は 5 億 2,643 万 146 円となっております。

また、2 目利子の 23 節償還金利子及び割引料  
におきまして、約 40 万円の不用額が生じており  
ますが、これは主に平成 26 年度においては一時  
借入れ及び基金からの繰りかえ分よりの質様が  
なかったため生じました、一時借入金相当額の執  
行残となっております。

次に、205 ページでございます。

14 款予備費であります。平成 26 年度におけ  
る充用実績件数は 3 件であり、7 月及び 10 月に  
来襲いたしました台風対応のための災害詰所要員  
時間外手当及び 2 月に発生いたしました葬斎場や  
すらぎ苑の火葬炉設備故障に、緊急に対応しなけ  
ればならなかったことにより 2,262 万  
3,000 円を重用しております。

次に、歳入について御説明いたします。決算書  
9 ページでございます。

2 款地方贈与税から 13 ページの 8 款自動車取  
得税交付金まで、及び同ページの 10 款地方特例  
交付金、11 款地方交付税は財政課所管の歳入で、  
それぞれ収入済額に記載しております額を収納い  
たしました。

次に、33 ページをお開きください。

15 款 2 項 1 目総務費補助金の 17 節地域経済  
活性化効果実感臨時交付金は、平成 25 年度の国

の補正予算で予算化された補助金が、平成 26 年  
度実施事業に対しまして、事業採択されたことから  
平成 26 年度中に事業を終了し、その全額を収  
入したものでございます。

また、18 節地域活性化地域住民生活等緊急支  
援交付金（消費喚起・生活支援）につきましては、  
充当事業の全てが平成 27 年度に繰越明許費とな  
ったことにより、その全額が収入未済となってお  
ります。

次に、53 ページでございます。17 款 1 項  
2 目利子及び配当金です。このうち財政課分は財  
政調整基金利子収入及び県債基金利子収入の 2 件  
であります。2 件の合計で収入済額は  
1,020 万 6,659 円となっております。

次に、55 ページであります。

17 款 1 項 3 目基金運用収入は財政調整におけ  
る国債運用により生じた運用益金 3,686 万  
9,259 円を収入したものでございます。

次に、57 ページであります。

18 款 1 項 9 目一般寄付金は、寄附者が使途を  
特定されず、市政全般に活用してほしいとの意向  
により、財政課において 1 件 1 万円を受け入れた  
ものでございます。

次に、同ページ 19 款 1 項基金繰入金になりま  
す。財政課分は 1 目財政調整基金繰入金のほか、  
同ページの 17 目返済基金繰入金の 2 件であり、  
それぞれ予算どおりの繰り入れを行っております。

また 1 枚めくっていただきまして 59 ページで  
ございます。

20 款繰越金において 31 億 649 万  
2,559 円を受け入れておりますが、備考欄記載  
のとおり、純繰越金、繰り越し事業費等財源充当  
繰越金でございます。

次に、61 ページでございます。

21 款 5 項 4 目雑入でございますが、財政課分  
は 63 ページでございます。63 ページの備考欄  
の上段にございます鹿児島市町村振興協会市町  
村交付金で、市町村振興宝くじの収益金を交付金  
として総額の 3 分の 1 を均等割により、3 分の  
2 を人口割により配分を受けるものでございます。  
この交付金は、地方財政法第 3 2 条により、その  
使途範囲が規定されており、平成 26 年度は友好  
都市来日団受入事業などの国際交流事業に活用し  
ております。

次に、75 ページから 79 ページまでの 22 款

市債につきましては、いずれも年度内に予定した額の借り入れを実施したところでございます。

次に、207ページをお開きください。

実質収支に関する調書について御説明いたします。平成26年度の一般会計歳入総額は588億5,401万5,000円、歳出総額は558億4,615万5,000円で、歳入歳出差し引き額、いわゆる形式収支は30億78万786万円となっております。

また、翌年度へ繰り越すべき財源が6億4,637万6,000円でありましたので、これを差し引きました実質収支額は23億6,148万3,000円となったところでございます。

次に、財産に関する調書のうち、財政課分を説明いたします。385ページをお開きください。財政課所管の2基金について御説明いたします。

まず、1番上の財政調整基金は4億7,700万6,000円増加し、年度末現在高は126億6,103万6,000円となっております。

二つ目の減災基金は7億2,705万8,000円減少し、年度末現在高は13億8,158万5,000円となっております。

また、386ページの欄外に記載してありますとおり、財政調整基金につきましては一部国債及び政府保証債の債権による運用を実施してるところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（持原秀行）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** 最後に言われました財政調整基金を国債を連用しているということですが、これはそういう政府からそういう国債買ってくれとかそういうようなことがあるのでこういうことしてるわけですか。どうなんですか。

**○財政課長（今井功司）** この運用につきましては、市が独自の判断で基金の運用ということで国債運用をするか銀行などに預金積み立てをするかの手段をとっておりますが、これまでは基金、定期預金での運用のみでしたが、平成26年度から国債での運用をして、国債での売買で基金を生むという手法を取り入れたものでございます。

以上でございます。

**○委員（井上勝博）** リスクはないんですか。大

丈夫ですか。

**○財政課長（今井功司）** このリスクにつきましては、リスクは生じない範囲で会計課との調整いたしまして、リスクは排するという運用で安全と思われる範囲内での運用をしてるところでございます。

以上です。

**○委員（井上勝博）** それはわかりました。

こないだの審査のときに使用料、手数料の話があったので、恐らくここでいいのかなと思って質問したいんですけど、各所管課にわたって市有地に九電とかN T Tの電柱が立ってて、その使用料をもらってますよね。この使用料については、各所管課でこの使用料を決めてるわけじゃなくて、どっからが決めてると思うんですが、財政課で決めてるんですか。

**○財政課長（今井功司）** 使用料の中で、施設の使用料は目的に沿った使用料で、今、委員がおっしゃられましたものは、目的外使用ということで、例えば文化ホールの敷地内に電柱を立てる、要するに行政目的外の使用料につきましては、財政課が所管しております固有財産の管理条例の中で、固定資産の評価額の面積案分という形で使用料決定することとなっておりますので、その具体的な中身につきましては財産活用推進課で御審議いただきたいんですが、固定資産評価額というものが基礎となっておりますので、その取り扱いが変わるということはちょっとどこまで変えられるかちょっとこの場で回答差し控えたいと思います。

**○委員長（持原秀行）** 課長、九電とかN T Tあれは一定決まってるということだけじゃったですかね。

**○財政課長（今井功司）** N T T、九電の電柱に対しまして使用料をとっておりますのは、今お話ししました、例えば公共施設の敷地内のものと道路が市道がでございます。市道もっております、そちらは市道の占用料の条例で規定されておりますので、要するに占用料と公有財産の管理条例の中で規定されてるということで御認識していただきたいと思います。

以上です。

**○委員（井上勝博）** 財産を活用するとかかってくるかわからないんですけども、要は使用料、手数料ということで市民にはそういう手数料がありますよと、ちゃんと適正にしますよというふう

にされてるわけですので、九電とNTTのそういう土地の使用料についても、ある一定の時期になったら見直しをすとかっていうふうにして、それなりにちゃんともらったつら、いいんじゃないかとか、ということなんですけども、それは考えることは財産活用課なんですね。

**○財政課長（今井功司）** 財政課のほうでこれまで説明させていただきました使用料、手数料につきましては、あくまでもその施設を借りる際にコストを応分に負担していただくという形ですのために、コスト計算で定期的に見直ししておりますが、その目的外使用料につきましては、固定資産の評価額の取り扱いで全国の市町村は運用されている関係もございますので、その辺につきましては詳細に申しわけございません、私もこの場では言及できませんので、財産活用推進課の際に御確認いただきたいと思います。

以上でございます。

**○委員長（持原秀行）** ほかにありませんか。

**○委員（佃 昌樹）** 地方財政法でどうなってるのかわかりませんが、国債の運用益が出ますよね、8億円分の。二、三十年ものを5年、5年と。これいつ買われたものかっていうことと、それともう一つは3,400万ぐらいの運用益かな、出ているけれども、貯金利子と比較してどうなのかっていうこと、8億円に対して。それから、これも部長にお聞きをしたいし、監査委員もおられますので、地方財政法上ではこういった国債とか株式とか、こういった運用をしていいのか悪いのかです。そういったこと3点、お聞きしたいと思います。

**○財政課長（今井功司）** 平成26年度におきまして、国債で運用いたしました金額の規模で申しますと、延べ14億円を運用いたしました。5回にわたって国債を運用してるんですけども、大体4億円から2億円の間で国債を買いまして、利率の比較でいきますと、財政調整基金は100億ある中、定期預金とかございますけれども、定期預金の実は利子収入のほうで1,000万、財政調整基金が720万ほど収入があるんですが、それに対して3,600万の国債の運用が出てるというのが、これでちょっと御判断いただきたいと思います。

それと、地方財政法の関係の運用でございますが、この国債運用はあくまでも基金を独自で市町

村が保有してる市町村の独自の判断で運用できる範囲のものでございますので、地方財政法上、制約を受けるものではないものでございまして、近年でいきますと、この国債運用に取り組んでいる市町村がふえてきているという状況ではございます。特に法的な制約はないということで御認識いただきたいと思います。

株式の場合は、今運用の中では想定はしておりません。財政法上は、株式の場合は基金の運用というよりも株の出捐、出資株式の運用ですので、リスクが確かに国債運用よりは非常にありますので、そちらのほうには触手を伸ばさないといいですか、そこまで導入する考えは今持っておりませんが、方法的にはできると思います。ただリスクの問題がありますので。

以上です。

**○総務部長（今吉俊郎）** 平成26年度から国債の運用を始めましたけれども、これは実際は会計課の課長代理がアンテナ張ってくれてまして、もう短ければもう2箇月ぐらいで売ったりという感じです。やはり国債ですから相場が変動してるようで、例えば98円で今なら買えるというときに思い切って購入したり、もうここまでかなというときにもう利子がこんだけ300万なるよっていうようなタイミングでもって判断して売ったりということで、運用としてはかなりこれまでの利子収入するよりも、国債を購入して運用したほうが収入としてはもう格段にといいますか、もう1桁以上上げてます。

**○委員（佃 昌樹）** よくわかります。そうした国債を利用するというのも一つの手だと思うけれども、これやっぱ庁内だけの判断なのか、それとも外部の有識者とか専門家とかそういった者の意見とか試算があるのかないのか、単独でやってるのか。

**○財政課長（今井功司）** あくまでも先進的にそういう国債運用してるという市も大分県のほうにもあったりとか、そういう情報を集めまして、外部から導入しませんかという指導っていうか意見よりは、先進的に利子を生んでるような市町村の実例がありましたので、それを踏まえまして導入したということで、市の独自の考えであるというふうに御認識いただきたいと思います。

以上です。

**○委員長（持原秀行）** ほかにございませんか。

ないですか。質疑は尽きたと認めます。以上で財政課の審査を終わります。御苦労さまでした。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△延 会

○委員長（持原秀行）本日の委員会はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれで延会いたします。

次の委員会は、あす午前１０時から第２委員会室で開会をいたします。本日はどうも御苦労さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会  
委員長 持原 秀行